

ワシントン駐在問題に関する調査報告書

＜ワシントン駐在問題調査特別委員会＞

令和8年第2回沖縄県議会（6月定例会）

令和8年7月13日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

【 凡 例 】

本文及び脚注の中で特に説明のない「略称等」については、次のとおり。

略称等	正式名称、意味、説明
DCオフィス社	Okinawa Prefectural DC Office, Inc.
ワシントン事務所	いわゆる「沖縄県ワシントンDC事務所」
コア社	ワシントンコア社 (Washington CORE, L.L.C.)
米国弁護士	県の再委託先の米国法律事務所に所属する米国弁護士を指す。
マーキュリー社	Mercury Public Affairs, LLC
委員会記録	<u>ワシントン駐在問題調査特別委員会記録</u> (沖縄県議会)
本会議録	<u>沖縄県議会会議録</u> (沖縄県議会)
コア社回答書	ワシントンコア社からの回答書
米国弁護士回答書	参考人出席に先立つ、米国弁護士からの回答書
執行部報告書	「 <u>ワシントン駐在の活動及びOkinawa Prefecture DC Office, Inc. の設立経緯等に関する報告書</u> 」(令和7年11月14日_沖縄県)
監査結果報告書	沖縄県議会からの監査請求に基づく「 <u>監査結果報告書(令和6年11月26日付け請求)</u> 」(令和7年6月_沖縄県監査委員)
執行部提出資料	本委員会の要求に基づき執行部が提出した資料
260515 (例：260430 委員会記録) (例：241126 本会議録)	2026年5月15日の意味 (2026年4月30日のワシントン駐在問題調査特別委員会記録) (2024年11月26日の県議会(本会議)の会議録)

※ 上記において下線を付した記録や報告書等は、それぞれのホームページ等で公開されている。

※ 「注釈」等における委員会記録、本会議録、各種回答書及び報告書等のページ番号の順番は、本文に引用された記述の順番による。

※ 本文の「証言等」で引用した発言内容中、一部の固有名詞を上記略称等に、また個人名を役職又は肩書等に置き換えて表記したものがある。

目 次

第 1	本委員会設置の経過等	1
1	ワシントン駐在問題の経緯	1
2	本会議及び総務企画委員会における議論	1
3	本委員会の設置	1
4	本委員会の調査事項	2
5	本委員会の運営	2
6	調査費用	3
第 2	委員会の実施状況	4
第 3	調査の結果明らかになった事項	7
1	DCオフィス社設立の経緯及び運営等に関する事	7
(1)	設立手続について	7
ア	概要	7
イ	事前の準備・検討段階について	8
（ア）	証言等	8
（イ）	調査結果	9
ウ	5月1日（現地日時）のウェブ会議	9
（ア）	証言等	9
（イ）	調査結果	10
エ	5月1日（現地日時）の駐在職員とコア社とのやりとり	10
（ア）	証言等	10
（イ）	調査結果	11
オ	文書による意思決定手続について	11
（ア）	証言等	11
（イ）	調査結果	12
(2)	財産管理について	12
ア	概要	12
イ	証言等	13
ウ	調査結果	13
(3)	DCオフィス社の運営について	14
ア	概要	14
イ	経理関係の帳簿書類や株主総会の議事録について	14
（ア）	証言等	14
（イ）	調査結果	14
ウ	議会への経営状況報告等について	14
（ア）	証言等	14
（イ）	調査結果	15

エ 税法上の問題について	15
(ア) 調査結果	15
(4) 無権限の行為について	15
ア 概要	15
イ 証言等	15
ウ 調査結果	16
① DCオフィス社設立に関する意思決定及び取締役会の書面等への署名について	16
② 米国法律事務所との間における法律助言等の業務委任契約の締結について	17
③ DCオフィス社設立以降の株主総会における議決権等の行使について	17
(5) 非弁行為の可能性について	17
ア 概要	17
イ 証言等	18
2 ワシントン駐在に係る全ての資金の流れに関すること	19
(1) 出資金の取扱いについて	19
ア 概要	19
イ 証言等	19
ウ 調査結果	20
(2) 委託費と運営資金について	20
ア 概要	20
イ DCオフィス社の運営資金として	21
(ア) 証言等	21
(イ) 調査結果	22
ウ 委託費全体として	22
(ア) 証言等	22
(イ) 調査結果	23
① DCオフィス社を経由した支払いについて	23
② 再委託先との直接契約について	24
③ 全体的な資金の流れについて	24
(3) 県への損害について	24
ア 調査結果	24
3 ワシントン駐在職員のビザ取得に関すること	24
(1) 概要	24
(2) 証言等	25
(3) 調査結果	26
4 ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関すること	26
(1) 概要	26

(2) 営利企業従事許可及び職務専念義務の免除手続の不備	27
ア 証言等	27
イ 調査結果	27
(3) 駐在職員による政治活動及びロビー活動について	28
ア 証言等	28
イ 調査結果	28
5 虚偽公文書作成及び文書偽造の疑いに関する事	29
(1) 概要	29
(2) 証言等	29
(3) 調査結果	29
6 手続の瑕疵の治癒について	30
(1) 第1の機会	30
平成27年5月から6月にかけての知事訪米時	
ア 概要	30
イ 証言等	30
(2) 第2の機会	31
平成27年6月、新聞報道を受けて本庁から駐在に情報共有が求められ、初代副所長から設立証明書等が本庁へ送付された時点	
ア 概要	31
イ 証言等	31
(3) 第3の機会	32
平成29年5月、2代目所長が現地で定款を確認し、株式会社形態であること及び株式の存在を認識して本庁へ公有財産登録の可否等を照会した時点から、同年10月に2代目所長が一時帰国した時点まで	
ア 概要	32
イ 証言等	32
(4) 第4の機会	33
令和2年11月、駐在職員から本庁側への株式に関する確認依頼を行った時点	
ア 概要	33
イ 証言等	33
(5) その他の機会	36
ア 概要	36
イ 証言等	36
7 業務執行体制と引継ぎについて	37
(1) 業務の執行体制等について	37
ア 概要	37
イ 証言等	37

(2) 業務引継ぎについて	40
ア 概要	40
イ 証言等	40
8 総括（問題の要因等）	42
(1) 検討開始から平成27年度まで	42
ア 時間的制約の存在と事前の調査・検討の不足及び執行体制の不備	42
イ 駐在職員の職務権限及び身分関係等の認識不足	43
ウ 事実関係の把握と理解の不足及び外部事業者等への依存	44
エ 不透明な資金の流れ	45
(2) 平成28年度以降 瑕疵の治癒の機会の喪失	46
(3) 全体に係る要因	47
ア 情報共有と意思疎通（事前及び事後の報告・連絡・相談）等の不足	47
イ 職責に応じた確認・対応の不足	47
(4) まとめ	48
第4 地方自治法第100条第3項及び第7項に係る認定	49

第1 本委員会設置の経過等

1 ワシントン駐在問題の経緯

沖縄県は、平成26年（2014年）11月の知事選挙における翁長雄志知事（当時）の公約に基づき、平成27年度から米国ワシントンD. C. に駐在員を配置することを決定した。県は同年4月1日に、参事監（部長級）1名と主幹（班長級）1名の職員2名に駐在を命じ、同月27日にワシントンD. C. に沖縄県の事務所が開所された。

ワシントン駐在は、米国政府関係者・米国連邦議会関係者等と面談し、沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信などの活動を行った。

2 本会議及び総務企画委員会における議論

ワシントン駐在問題については、設置当初より事業の効果や必要性等について議会においても議論されてきたが、令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）において、ワシントン駐在員のビザ取得の問題が明らかとなった。その真相を究明するため、総務企画委員会及び決算特別委員会においても審査が行われた。その審査の過程において、DCオフィス社設立の経緯及びビザ申請の適法性等について、県から十分な説明が得られなかったことから、令和6年11月26日の会議において、「令和5年度沖縄県一般会計決算」を不認定とした。また、沖縄自民党・無所属の会所属議員から「監査請求に関する動議」が提出され、採決の結果、賛成多数で可決された。

さらに、令和6年第4回沖縄県議会（11月定例会）の代表質問、一般質問及び総務企画委員会においても審議等が行われたが、総務企画委員会において初代ワシントン駐在所長の参考人招致への出席が得られなかったこと、また、その時点において監査委員からの結果報告が得られなかったこと等もあり、結果として同問題の全容を解明するまでに至らなかった。

なお、令和6年12月20日の会議においては、DCオフィス社設立に当たっての出資金及び駐在職員に係る営利企業従事許可手続に関し、違法状態の早期是正を求める警告決議が提出され、採決の結果、賛成多数で可決された。

3 本委員会の設置

令和6年第4回沖縄県議会（11月定例会）における12月20日の会議において、沖縄自民党・無所属の会所属議員から「ワシントン駐在問題の調査」に関する動議が提出され、採決の結果、賛成多数で可決し、地方自治法第100条第1項の権限を付与した「ワシントン駐在問題調査特別委員会」が設置された。

(1) 設置議決

令和6年12月20日

(2) 委員会の定数

15人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 西 銘 啓史郎（令和7年11月26日 委員長就任）
（就任前は副委員長）

委員長	座波	一	(令和7年11月25日 議員辞職)
副委員長	仲里	全孝	(令和7年11月26日 副委員長就任)
委員	宮里	洋史	
委員	徳田	将仁	
委員	小渡	良太郎	(令和7年11月26日から同年12月23日まで)
委員	新垣	淑豊	
委員	下地	康教	(令和7年12月23日から)
委員	大浜	一郎	
委員	上原	快佐	
委員	玉城	健一郎	
委員	大田	守	(令和8年2月10日まで)
委員	新垣	光荣	
委員	仲宗根	悟	
委員	高橋	真	
委員	瀬長	美佐雄	(令和8年2月10日から)
委員	比嘉	瑞己	
委員	当山	勝利	

4 本委員会の調査事項

ワシントン駐在問題について

※ なお、「ワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領」における調査事項としては、次のとおり。

- (1) ワシントンDC株式会社設立の経緯に関する事
- (2) ワシントン駐在に係る全ての資金の流れに関する事
- (3) ワシントン駐在職員のビザ取得に関する事
- (4) ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関する事
- (5) 同問題に係る虚偽公文書作成及び文書偽造の疑いに関する事

5 本委員会の運営

(1) 委員会の基本的な運営

沖縄県議会委員会条例第16条の規定に基づき委員会は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会において運営方法を決定する。

(2) 参考人招致及び証人尋問における質疑方法

- ① 質疑の時間は、委員1人3分とする。
- ② 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- ③ 質疑時間の譲渡は、委員1人分の3分を上限（合計6分）に認める。
- ④ 質疑時間の終了1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- ⑤ 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。

- ⑥ 質疑の順序は野党、与党、中立の順で交互に行うものとする。
 - ⑦ 1人の参考人等に対する質疑時間は2時間を目安とする。
 - ⑧ 委員会終了時刻は午後5時をめどとする。
 - ⑨ 参考人等の心理的負担を考慮し、改めての招致を行うことがないようにする。
- ※ ワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領（令和6年12月26日決定、令和7年3月3日一部改正）

6 調査費用

- (1) 令和6年度
当初予算50万円以内（令和6年12月20日賛成多数可決）
- (2) 令和7年度
当初予算170万円以内（令和7年3月28日全会一致可決）
- (3) 令和8年度
当初予算70万円以内（令和8年3月27日全会一致可決）

第2 委員会の実施状況

回 数	開催日	審査及び調査の概要
第1回	R6. 12. 20	・ 正副委員長互選
第2回	R6. 12. 26	・ 委員会運営要領について ・ 審査日程及び今後の調査の進め方について
第3回	R7. 1. 31	・ 執行部への質疑（池田副知事、溜知事公室長）
第4回	R7. 2. 7	・ 参考人招致 (1) 平安山英雄氏（元ワシントン駐在所長：初代） (2) 山里 永悟氏（元ワシントン駐在副所長：初代）
第5回	R7. 3. 3	・ 参考人招致 (2) 山里 永悟氏（元ワシントン駐在副所長：初代）
第6回	R7. 3. 10	・ 参考人招致について
第7回	R7. 3. 14	・ 参考人招致 (3) 町田 優氏（元知事公室長） (4) 運天 修氏（元ワシントン駐在所長：2代目）
第8回	R7. 3. 19	・ 記録提出要求について
第9回	R7. 3. 24	・ 参考人招致 (5) 謝花喜一郎氏（元知事公室長） (6) 池田 竹州氏（副知事、元基地防災統括監）
第10回	R7. 3. 27	・ 参考人招致 (7) 安慶田光男氏（元副知事）
第11回	R7. 4. 11	・ 今後の委員会の進め方について ・ 「ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書」について
第12回	R7. 5. 9	・ 参考人招致の取扱いについて
第13回	R7. 5. 20	・ 参考人招致 (8) 岸本義一郎氏（元知事特別秘書） (9) 猿田 佐世氏（新外交イニシアティブ代表） (10) 中阪 清志氏（ワシントンコア社代表取締役社長）※文書回答
第14回	R7. 6. 18	・ 監査結果報告書（令和6年11月26日付請求）について
第15回	R7. 8. 5	・ 執行部への質疑（溜知事公室長）
第16回	R7. 8. 18	・ 今後の委員会の進め方（中間整理）について

第17回	R7. 9. 10	・ 審査日程について
第18回	R7. 10. 2	・ 論点整理及び証人喚問について
第19回	R7. 10. 8	・ 証人喚問の実施について
第20回	R7. 10. 16	・ 証人喚問の実施について
第21回	R7. 11. 4	・ 証人尋問 ①小濱 史人氏 (平成25年度～平成27年度 知事公室地域安全政策課 主事) ②金城 信尚氏 (平成27年度 知事公室地域安全政策課 班長) (平成28年度 知事公室基地対策課 班長)
第22回	R7. 11. 26	・ 証人尋問 ③中田 清大氏 (平成27年度 知事公室地域安全政策課 課長) ④運天 修氏 (平成28年度 知事公室基地対策課 課長) (平成29年度～平成31年度 ワシントン駐在所長：2代目)
第23回	R7. 11. 27	・ 証人尋問 ⑤山里 永悟氏 (平成27年度～平成28年度 ワシントン駐在副所長：初代)
第24回	R7. 12. 18	・ 証人尋問 ⑥知花 久美子氏 (平成28年度～30年度 知事公室基地対策課 主査) ⑦池田 克紀氏 (平成26年度 知事公室地域安全政策課 課長)
第25回	R7. 12. 19	・ 証人尋問 ⑧平安山 英雄氏 (平成27年度～平成28年度 ワシントン駐在所長：初代)
第26回	R8. 1. 7	・ 証人尋問 ⑨玉元 宏一朗氏 (令和2年度～4年度 知事公室基地対策課 班長)
第27回	R8. 1. 13	・ 証人尋問 ⑩溜 政仁氏 (平成31年度～令和2年度 知事公室基地対策課 課長) (令和3年度～4年度 基地対策統括監) (令和5年度～7年度 知事公室長)
第28回	R8. 1. 16	・ 証人尋問 ⑪池田 竹州氏 (平成27年度～平成29年度 基地防災(対策)統括監) (平成30年度～31年度 知事公室長) (令和4年度～7年度 副知事)

第29回	R8. 1. 22	- 証人尋問 ⑫謝花 喜一郎氏 (平成28～29年度 知事公室長) (平成30年度～令和3年度 副知事)
第30回	R8. 2. 27	- 記録の提出要求について - 参考人招致 (10)中阪 清志氏 (ワシントンコア社代表取締役社長) ※文書回答
第31回	R8. 3. 7	参考人招致 (11)ダニエル・S・クラカワー氏 (米国在弁護士：再委託事業者) ※オンラインにより出席
第32回	R8. 3. 13	- 証人尋問 ⑬玉城 康裕氏 (平成30年度～令和7年度 知事)
第33回	R8. 3. 18	- 証人喚問について - 執行部に対する質疑について
第34回	R8. 3. 23	執行部への質疑 (溜知事公室長)
第35回	R8. 4. 30	- 証人尋問 ⑧平安山 英雄氏 (2回目) (平成27年度～平成28年度 ワシントン駐在所長：初代)
第36回	R8. 5. 21	- 証人尋問 ⑭仲里 和之氏 (令和4年度～6年度 ワシントン駐在所長：4代目) - 執行部への質疑 (多良間知事公室長) - 調査報告書 (案) について
第37回	R8. 6. 5	- 調査報告書 (案) について - 今後の進め方について
第38回	R8. 7. 7	調査報告書 (案) について

※ ()内の数字は参考人、○内の数字は証人の、それぞれの通し番号を表す。

※ 参考人 11名 (うち1名は文書回答、1名はオンライン)、証人 14名

(なお、実施回数 (日数) としては、参考人招致9回、証人喚問12回)

※ 参考人(10)ワシントンコア社代表取締役社長及び参考人(11)米国在弁護士の両氏については、米国籍かつ居住地も日本国外であることから証人喚問が実施できなかった。

なお、(10)については、外務省にも確認しながら参考人としての招致依頼を行ったが、委員会への出席には至らず、本委員会からの照会事項に対して同氏から電子メールによる文書回答を得た(2回)。

また(11)米国在弁護士については、オンラインによる参考人出席となった。

第3 調査の結果明らかになった事項

1 DCオフィス社設立の経緯及び運営等に関すること

(1) 設立手続について

ア 概要

沖縄県は、平成26年（2014年）11月の知事選挙における翁長雄志知事（当時）の公約に基づき、平成27年度から米国ワシントンD. C. に駐在員を配置することを決定した。

これを受け、平成27年（2015年）2月27日、「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」（以下「同事業」という。）の委託に係る予算執行伺いが統括監専決で決裁された。当初の仕様書には「事務所設置、FARA（外国代理人登録法）登録業務、ビザ取得、事務所運営」等の支援は含まれていたが、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立することや、県が出資を行うことに関する明確な記載はなかった。また、同年3月に実施された同事業に係る企画提案募集要項や、その後に締結される委託契約書及びその仕様書においても、同様に法人の設立に関することについては記載されていなかった。

法人の設立に関する平成27年4月以降の経過については、次のとおりである。

平成27年	事 項
4月1日	・県は平成27年3月31日に駐在等規程を改正し、同年4月1日に、参事監（部長級）1名と主幹（班長級）1名の計2名の職員に対し、米国ワシントンD. C. への駐在を命じた。 ・県はコア社と委託契約を締結し、同日付で法務全般を米国現地の法律事務所に再委託することを承認した。
4月7日	駐在職員が現地へ赴任した。
4月20日 (現地日時)	駐在所長が米国法律事務所との間において、ワシントンD. C. における県事務所の設立等に関する法的助言等について業務委任契約を締結した。
4月27日	現地住所登録をもってワシントン事務所が開所された。※1
4月30日 (現地日時)	知事、副知事、知事公室長、基地防災統括監、駐在所長、駐在副所長、地域安全政策課長、基地対策課長（後の2代目駐在所長）が参加する電子（ウェブ）会議が開催され、ワシントン事務所を開所したこと、及び今後米国弁護士により法人登記等を行う予定であることについて報告された。
5月1日 (現地日時)	米国弁護士からの提案として、コア社から駐在職員に対して、法人形態として「L.L.C.」「C-Corporation」「Non-profit」の選択肢が提示され、駐在職員は、提案内容に応じる形で「C-Corporation」を選択する旨を回答した。
5月8日 (現地日時)	・コロンビア特別区の法令に基づき、DCオフィス社の設立が認可された。 ・発起人である米国弁護士によるDCオフィス社の創立総会が書面による決議の形で開催され、駐在所長及び駐在副所長がDCオフィス社の取締役役に選任された。
5月12日	・コロンビア特別区政府から法人設立証明書が発行された（5月8日から有効）。 ・同日付で作成された基本定款において、普通株式の額面額は1株1ドルとされた。

5月31日	知事の訪米（5/30～6/4）に際し、ワシントン事務所内において、知事と駐在所長がDCオフィス社の設立証明書を掲げ、報道機関の写真撮影に応じた。
6月17日 （現地日時）	DCオフィス社の取締役会が書面による決議の形で開催され、駐在所長が社長、駐在副所長が副社長に就任することが承認された。また、県が1000株の普通株式を1000ドルで引き受け、県に全額払込済みの株券を引き渡すことが承認された。
7月9日	県からコア社へ4079万9000円の支出命令（支払日：7月16日）
7月10日 （現地日時）	コア社からDCオフィス社に3万ドルが振り込まれた。

※1 沖縄県の行政組織として「ワシントン事務所」という組織はないが、ワシントン駐在職員の活動拠点を指す通称として使用されていた。

イ 事前の準備・検討段階について

（7）証言等

- ・平成27年度：担当者〔証人〕「通常は各事業の担当が概算要求するために夏ごろから動くわけですが、財政課なりいろんな各課と調整しながら積み上げていくものでございますが、ワシントン駐在に関しては年度の後半、年度末だったと思いますが、そこで新年度にやるということで事業がスタートした」「起案当時、その法人の設立ということはありませんと思います。事業を進めていく中で、そういう話は出てきたと思う」¹
- ・平成26年度：地域安全政策課長〔証人〕「3月までの段階では、法人の設置については全く想定はされていなかった」²
- ・初代副所長「翁長知事が赴任されたのが、着任されたのが12月なので、恐らくですが年明け1月頃から課長が調整をされて、取り組まれたのではないかなというふうに思いますので。当然ながら我々のほうで作業しますが、課長の了承とか判断を得ながら進めていったと思います。」「（委託事業のスキームについて）ワシントン駐在事務所に出納員が配置できないということになったので、現地の委託事業者、第三者にその部分を含めて、支援をお願いするという組立てになっていったということは、これは、ただ、私も含めて課長とも相談をしながら、関係部局とも調整の上で、固まっていたということだと思います。」「（企画提案公募前にコア社との調整があったかについて）よく覚えてないのですが、ただ積算をする際に、参考となる積算の根拠とかを求めることがございますので、参考見積りとかいうことですね。2社から応募があって、仲井眞県政時代に米国における情報収集とか、知事が訪米するときの支援とかで、その2社に委託をしていたと思いますので、その何か参考となるような単価を聞いたようなことはあるんじゃないかなと。」³〔証人〕、「（選定されなかったもう1社の企画提案書に関して）もっと明確にワシントンDC事務所はワシントンDC政府に登録し、EINと呼ばれる法人納税番号を取得する必要があるということもちゃんと書いてあるんですね。なので、これ私なんか事前にいろんな上のほうにも説明した覚えがうっすらあって、何かの法人登記をしなければならないということは把握されていたと思います。」⁴〔参考人〕

¹ 251104 委員会記録P. 32, 6

² 251218 委員会記録P. 39

³ 251127 委員会記録P. 32, 20, 34

⁴ 250207 委員会記録P. 61

(イ) 調査結果

- ・平成26年度中における当該事業の検討や準備行為等において、執行伺いや仕様書上は法人設立に関する内容が記載されていない。
- ・平成27年3月に実施された同事業の企画提案公募において、後に受託者として選定されるコア社の企画提案書には、「事務所設置に係る支援」の項目の中に「事務所登記」が含まれていた。
- ・当該事業の内容（スキーム）の検討・構築の過程等が明確でない。
- ・法人の設立に関して、公社等の指導監督要領（平成16年総務部制定）（以下「指導監督要領」という。）や、令和6年3月21日付総務部長決定による改訂前の公社等外郭団体の財政支援等に関する指針（平成13年3月総務部長決定）（以下「財政支援指針」という。）に基づいた検討や調整等が行われていなかった。

ウ 5月1日（現地日時）のウェブ会議

(ア) 証言等

- ・初代副所長「これについて、大きく取り上げてくれなかったんですよ。もう知事訪米のことで頭いっぱいだったみたいで、沖縄側は。」⁵ [参考人]、「ウェブ会議の議事録には、たしか、法的に問題なく活動ができるよう、法人登記手続きもしっかり進めているとかいう記載だったというふうに思います。なので間違いなく、そういう内容は、初代所長が報告してくれたんですが、初代所長が報告をされていると。それは間違いのないと思うんですが、記録に残っておりますので。その直前にコア社から、初代所長は、ある程度詳しい事前レクを受けていたようなので、その内容まで踏み込んで、説明をした可能性はあると思うのですが」⁶ [証人]
- ・平成27年度：基地対策課長 [参考人]「その頃は、多分私ども訪米のことしか考えてなくて、事務所のことを、話をしたという記憶はちょっとないです。」⁷
- ・平成27年度：基地防災統括監 [参考人]「すみません、訪米に関する話題が中心だったと思います。法人登記について、具体的などんな話があったかについては、残念ながらちょっと今思い出せないところです。」⁸
- ・平成27年度：知事公室長 [参考人]「当時は知事訪米というのが大変大きな問題でして、その準備に全員が一生懸命になっていたというのは、確かにそのとおりでございます。ですから、その法人設立の話とかは私も記憶にないぐらいでございますので、あまり焦点が当たってなかった」⁹
- ・令和7年度：基地対策課長「この問題が指摘された後にですね、このウェブ会議に参加をして説明した直接の駐在員にもまず確認をしまして、そのうち本庁側の者にも幾つか確認をして、ウェブ会議の中での説明として、法人登録をしていくという説明はしていたわけですが、そこで株式会社ということは話していないということは分かっているところではありますが、そういうことも含めて私どもとしては、できる限りと、現時点で把握できることを調べた結果としてまだ、誰が指示したのか、誰が決定したのかということが分かる情報は得られていないということでございます。」¹⁰

⁵ 250207 委員会記録 P. 46

⁶ 251127 委員会記録 P. 11

⁷ 250314 委員会記録 P. 46

⁸ 250324 委員会記録 P. 72

⁹ 250314 委員会記録 P. 12

¹⁰ 260323 委員会記録 P. 45

(イ) 調査結果

- ・平成27年5月1日、知事訪米に先立ち幹部及び関係職員等によるウェブ会議（以下「同会議」という。）が行われたが、同会議で用いられた資料においては「沖縄県ワシントンDC事務所の設置完了」「今後、弁護士により法人登記」と記述され、駐在所長から「法的に問題なく活動できるよう、法人登記手続もしっかり行っている」との説明がなされた（同会議の「結果概要」メモ）。
- ・同会議では法人設立に関してそれ以上の確認等はなされず、専ら知事訪米に向けたその他事項に関する議論等がなされた。

エ 5月1日（現地日時）の駐在職員とコア社とのやりとり

(7) 証言等

- ・初代副所長〔参考人〕「法人格の取得とか出資に関しては、私の認識では、初代所長が知事三役と電話で調整されることもあったので、その中でも話し合われたのかなという、そういう認識でした。」¹¹、「実は、私も株式会社って言われたときには、すごい違和感を感じました。」「株式会社ということにどうしても引っかかってしまうところはあるんですけど」¹²
- ・初代所長「当初からですね、私はこれはあくまでも、FARA登録に基づいた、沖縄県の声を代弁する事務所であるという認識しかございません。そういうことで、株式会社という認識は全くありませんし、（中略）これは特殊法人であるという認識でございます。」¹³ 〔参考人〕、「私は、本当に、正直に申し上げますが、Cコーポレーションとはっきり沖縄県に確認をして知ったのは去年です。私はもしこれがですね、Cコーポレーションとして登録するんであれば、これを法律的に面倒見ていただいた弁護士事務所、あるいはワシントンコアさんから、株式会社を設立するので、プレジデントとして署名をしてくれとか、そういう話があつてしかるべきだと思いますが、私には具体的にCコーポレーション設立をするので、必要書類に署名をなさいとかいうことを言われた記憶はありません。」¹⁴「私がCコーポレーションを進めるように指示したということは全くこれはございません。これはあくまでも法律事務所が消去法でいろんな申請を行いながら、これは駄目、あれは駄目という中で、Cコーポレーションしかなかったので、このCコーポレーションで法律事務所が申請したものであるという理解で私はあります。私がCコーポレーションを選定した、あるいは指示したということではありません。当然、私が事務所を設置する意味もないし、権限もございませんので、これは法律事務所と県知事、県知事公室との間のお話ではないかと思います。」¹⁵ 〔証人〕
- ・平成27年度：地域安全政策課長 〔証人〕「出資をする、株式会社をつくるという報告は受けたことございません。」¹⁶
- ・平成27年度：基地防災統括監 〔証人〕「設立の際に、本来であれば必要な起案手続が行われてこなかった。それは、誰がどのような判断で、そういうふうになったかというのはちょっと分からないという形でお答えさせていただきました。」¹⁷

¹¹ 250303 委員会記録 P. 20

¹² 250207 委員会記録 P. 72

¹³ 250207 委員会記録 P. 7

¹⁴ 251219 委員会記録 P. 36

¹⁵ 260430 委員会記録 P. 37

¹⁶ 251126 委員会記録 P. 35

¹⁷ 260116 委員会記録 P. 18

- ・令和7年度：知事公室長「株式会社の形態に当たるCコーポレーションというものを設定については、当時の駐在職員と本庁側のコミュニケーションが十分でない中で駐在側が意思表示をして、それによって進んだということだと理解しております。」¹⁸

(イ) 調査結果

- ・平成27年5月1日（現地日時）、駐在職員とコア社との間でやり取りされたメール文面では、設立する法人の形態に関して、最終的に選択された形態「2）C-Corporation (with a stock owner)」について、コア社から駐在職員に対し「沖縄県が a single stock owner となるC corporationとし、沖縄県からのcapital contributionを除いて、事務所として、献金などを受けない限り、税金はかからない。（中略）尚、設立に当たり、stock certificateと新組織のby lawを作成する必要がある」（原文ママ）と説明された。
- ・その後、副所長はC Cに初代所長を含めたメールで「2）で進めてください」とコア社に対して回答し、これを契機として、その後コア社と再委託先の法律事務所において法人設立手続が進められた。
- ・初代所長と初代副所長との認識や発言に相違があり、駐在職員と知事など県幹部との間で株式会社を含む法人設立に関する具体的な確認や指示があったかについては不明である。
- ・法人設立形態に関する上記のメールでのやりとり内容について、本庁側には共有されなかった。

オ 文書による意思決定手続について

(7) 証言等

- ・初代所長〔証人〕「実は自分もですね、記憶がないぐらいなんですよ。というのは、赴任早々ですね、知事訪米の準備をして、（中略）駆けずり回っているときに、たしかですね、ワシントンコアさんのほうから、法人設立をするのでそこに署名をしてくれと。そしてそこがですね、このワシントン事務所から、株式会社を設立するので署名をしてくれという話は一切ございません。私は法人を設立するので署名をしてくれという、もしですね、株式会社を設立するというお話を僕に直接やっているのであれば、どうして株式会社ですかと当然、質問はしたと思いますが、そういうこともありませんでしたので、とにかくもう大急ぎで署名をした記憶は事実として残っているわけですから、ちょっと薄れてといえますか、記憶は。そういうふうに署名したと思います。」¹⁹
- ・初代副所長「当時もですね、私はもう情報を送って、決裁ルートには入っていないで、本庁のほうで手続は、庁内手続というのはやってもらうという認識でございました。」
「当時は、もうアメリカ側のほうばかり向いていて、それで必死でした。送るべき報告はもうどんどん先ほどの法人登録証も含めてですね、送っていましたので、必要な手続は後はもう沖縄の本庁でやってくださいという。そういう感じでしたので、本庁側の手続のフォローまで、正直申し訳ないですけど、気が回っていませんでした。」²⁰
〔参考人〕、「（株券へのサインについて）弁護士が組み立ててくれて、ワシントン駐在がアメリカで適正に活動するために必要な手続だという説明を受けて、初代所長がサインをすれば私も追隨してサインをしたと。」²¹〔証人〕

¹⁸ 260323 委員会記録P. 101

¹⁹ 251219 委員会記録P. 9

²⁰ 250207 委員会記録P. 77

²¹ 251127 委員会記録P. 46

- ・平成27年度：基地防災統括監「平成27年ですかね、当時、委託契約の支出負担行為は私が統括監として4月1日付でやっております。そこにはワシントン事務所の設置支援などというふうに書かれておりますけれども、明確に、例えば株式会社の設立とか、そういったところの記載はたしか当時はなかったというふうに理解しております。」²²〔参考人〕、「本来であれば事前に十分な検討を踏まえて、設置に向けてやるべきところ6月の訪米になるべく間に合わせるようにという形での事務所の設立をしたこと。あと訪米作業もおそらくあったかと思っておりますけれども、ワシントン事務所そのものが知事を迎えるための対応等もやって、本庁と様々な連絡が十分に取れなかったことなど、様々な要因が重なって、本来であれば取られるべき手続が取られないままになったというふうに考えております。」²³〔証人〕
- ・平成27年度：副知事〔参考人〕「私がこのDC社ができたとか、あるいは株式会社にする必要があるとかいうのを知ったのは、平成27年（※令和6年の誤り）の9月、県議会の一般質問で問題になった以降であります。」「（前知事から相談があったか）正直申し上げまして、ワシントン事務所を設置したいということは言いましたが、その具体的な手続をどうする、こうすると。あるいは、アメリカでこういう問題があるとかないとか、そういう話は全くありませんでした。」「ワシントンに事務所を持ちたいというのは、これは翁長知事の政治決断でありました。」²⁴

(イ) 調査結果

- ・本件法人設立に関する過程において、県では、本件法人設立を具体的に決定した起案書類等の意思決定に係る文書は作成されていなかった。
- ・地方公共団体は、行政権の主体として、事務処理に当たって意思決定が適正に行われるよう文書による事務の処理が重要である。このことから徹底した文書主義が要求されており、沖縄県においても事案の処理は文書によって行うことが原則とされている（沖縄県公文書管理規程第31条第1項）。
- ・平成27年6月17日にDCオフィス社の取締役会が書面決議の形で開催された。県が1000株の普通株式を1000ドルで引き受け、県に全額払込済みの株券を引き渡すことが承認され、同日発行された当該株式には駐在職員2名により本件法人の役員としての署名がなされた。この点について、その後本庁側にどのように情報共有されたかは明確になっていない。

(2) 財産管理について

ア 概要

DCオフィス社の設立に伴い、平成27年（2015年）6月17日（現地日時）に開催された同社の取締役会（書面決議）において、県が同社の普通株式1000株（額面1株1ドル）を1000ドルで引き渡すことが承認された。県が同株式を取得することについて、県の意思表示が確認できる決裁文書等はない。

当該株式（株券）は、地方自治法第238条第1項第6号に基づき、県の「公有財産（有価証券）」に該当するが、取得から約9年間にわたり、沖縄県公有財産規則に基づく公有

²² 250324 委員会記録P. 54

²³ 260116 委員会記録P. 13

²⁴ 250327 委員会記録P. 11, 24, 27

財産台帳への登載手続きが行われていなかった。株券の実物は県庁内には存在せず、委託事業の再委託先である法律事務所において長年保管されたままとなっていた。

県は、是正措置として令和6年（2024年）12月24日に当該株式を公有財産台帳に登録し、同月27日出納事務局へ株券の現物を送付するとともに、総務部管財課への報告を行い管理体制を整えたとしている。

イ 証言等

- ・初代所長〔証人〕「この株式会社という認識もないので、この株券にどうして僕はサインしたのかなと。今でもですね、もうサインは、しかし、僕のサインなんですよ。これどうして私はその株券にサインしたのかなと。自分でも分からんぐらいですよ。正直言って、正直に言います。」²⁵
- ・初代副所長〔証人〕「基地対策課から株券を見せてもらいまして、初代所長と私のサインを確認いたしました。ほとんどの書類に関してそうなんです、書類を見て初めて思い出すといったことがほとんどでございます。株券を見たときにも自分のサインがありましたので、間違いなく見ているはずですが、用務と用務の間の短い時間での手続になってしまったのか、この株券については非常に印象が薄くて、見ているうちにたしかあったかというそういう状態になってしまいました。」²⁶
- ・平成27年度：担当者〔証人〕「実際にこの株券を見たことはありませんので、株式会社という認識はありません。」²⁷
- ・平成27年度：担当班長〔証人〕「ワシントン駐在の報告の中に、そういった定款が入っているのを偶然に見つけたことがございまして、その中に、たしか株に関する記載があったかと思います。」「株券については私も見たことがございせんし、実際ワシントン駐在が、営利活動とかそういったのもやっておりますでしたので、そういった認識はなかったというところではあります。」²⁸
- ・令和7年度：基地対策課長「昨年の後半ですね、10月頃から県議会から指摘を受け経緯をずっと調べてきたところ、しっかり調べた結果としては県が出資をして設立をした子会社であったということが分かって、それに伴って株券が発行されているということも分かって、これについては財産登録が必要だというふうに合わせて判断をしたと。それまでの間については、県が設立したということ自体もはっきりとしたことが意思決定がされていなかったわけですので、それに伴って株券の財産登録についても、それがどうか自体の検討に至っていなかったというような状況かと思います。」²⁹

ウ 調査結果

- ・当該株式（株券）は県の「公有財産（有価証券）」として、公有財産規則に従い所定の通知書等により関係課への送付・報告を行い、公有財産台帳に登録し公有財産の状況を明らかにしておく必要があったが、処理されていなかった。
- ・株券の発行に当たり、券面に駐在職員2名が本件法人の役員として署名している。
- ・株券の存在について、本庁側に情報共有がされていなかった。

²⁵ 251219 委員会記録 P. 28

²⁶ 251127 委員会記録 P. 31

²⁷ 251104 委員会記録 P. 23

²⁸ 251104 委員会記録 P. 66

²⁹ 250805 委員会記録 P. 15

(3) DCオフィス社の運営について

ア 概要

DCオフィス社は独自の収益事業を行わず、その運営資金は全て県からの委託料で賄われていた。具体的には、県がコア社に支払う委託料の一部が、DCオフィス社の銀行口座へ送金され、会計処理上は米国の会計基準における「Additional Paid-in Capital（追加払込資本）」として処理されていた。DCオフィス社はこれらの資金を原資として、再委託先であるマーキュリー社への支払いや、現地採用スタッフの人件費等を支出していた。

また、平成27年及び28年の株主総会及び取締役会議事録が不存在であったほか、地方自治法第243条の3第2項が定める議会への経営状況報告も、設立以来令和6年度まで一度も行われていなかった。県はこれに対し、銀行口座の入出金記録を基に事後的に財務諸表等を整え、令和7年2月に設立初年度からの経営状況報告書を遡って作成し、議会へ提出した。

イ 経理関係の帳簿書類や株主総会の議事録について

(7) 証言等

- ・初代所長〔証人〕「株式会社として認識はないので、株主総会を開催したなんていう記憶も一切ありません」³⁰
- ・初代副所長〔参考人〕「正直申し上げると、決算書を作らなければならないという認識はあまりなくて、FARAの登録の第3項アクティビティス——要は活動内容ですね。これでベネフィット——実利益を得るような活動はいたしませんというふうになっているので、実質的には非営利のそういう認識でありました。」³¹

(4) 調査結果

- ・DCオフィス社については設立当初から総勘定元帳や出納簿といった基本的な会計帳簿が作成されておらず、本庁側でDCオフィス社の法的形態や実態等が把握されないまま、コア社への委託費からDCオフィス社の経費が支払われる状態が継続していた。
- ・株式会社として定款等に従って定められた時期に開催される基本的で重要な株主総会や取締役会について、議事録が存在しない年度があった。

ウ 議会への経営状況報告等について

(7) 証言等

- ・初代副所長〔参考人〕「議会に決算状況の報告をしなければならないということを、本庁の組織として認識してくれていれば、駐在に指示をいただければ、今回のように動けたかというふうには思いますが、私としては、大変不適切ながら、そこまで認識が至らなかったということでございます。」³²
- ・令和7年度：基地対策統括監「経営状況の報告については、（中略）毎年度この議会に報告するというふうに決められております。過去9年間、2月でまとめて報告するまでは、そういう地方自治法上、違法の状態になったというところでございます。」³³

³⁰ 251219 委員会記録 P. 30

³¹ 250303 委員会記録 P. 22

³² 250303 委員会記録 P. 22

³³ 250411 委員会記録 P. 38

(4) 調査結果

- ・DCオフィス社については、地方自治法第243条の3第2項に基づき、毎事業年度その経営状況を説明する資料を作成し議会へ報告する義務があったにもかかわらず、これがなされていなかった。

エ 税法上の問題について

(7) 調査結果

- ・DCオフィス社をめぐる県とコア社の間の法律関係において、契約関係当事者と役務及び資金提供の流れが一致しないため、贈与や移転価格を含めた税法上の懸念が指摘された。
- ・県の主張としては、県またはDCオフィス社がその2者間での取引を通じて租税負担を回避した事実はなく、また、県、DCオフィス社、コア社の間で財産の一方的な提供が行われた事実はないため贈与は問題とならないとしている。

(4) 無権限の行為について

ア 概要

ワシントン事務所は、沖縄県行政機関設置条例により設置された行政組織規則上の出先機関ではなく、同規則に規定する所長として当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する権限、及び副所長として出先機関の特定事項の処理や事務について所長を補佐する権限の適用はない。また、同事務所の駐在職員は沖縄県事務決裁規程における知事の権限に属する事務を常時知事に代わって決裁できる専決者として規定されておらず、事務決裁の権限を有していなかった。また、県として駐在職員に対して個別に権限を付与するなど、委任する手続が取られた形跡もない。

そのような中、DCオフィス社の設立・運営過程等において、主に次のような重要な行為が駐在職員により行われていた。

- ① DCオフィス社設立に関する意思決定及び取締役会の書面等への署名
- ② 米国法律事務所との間における法律助言等の業務委任契約の締結
- ③ DCオフィス社設立以降の株主総会における議決権等の行使

イ 証言等

- ・初代所長〔証人〕「私がですね、無権限で署名をしたということであれば、県が権限を与えていないということであれば、沖縄県の管理監督ミスではありませんか。私はですね、全て沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示の下に、ずっと活動しておりますので、無権限で私が何かをするということはできるはずありません。」「口頭で指示を受けた、受けないどうのこうのではなくして、私は全て前にも申し上げましたとおり、沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示の下に、全て活動しておりますので、一々それについて、口頭でお話をして、あんたこうしなさい、ああしなさいということを具体的にですね、私が一つ一つ覚えているということはありません。」³⁴、「何月何日に知事から、何月何日に公室長から、という指示は私は記憶にありませんが、私は県の参事監として、知事

³⁴ 251219 委員会記録P.17, 16

の代理として、知事が希望しているワシントン事務所の設置に向けた手続に協力をする義務がある、という認識で署名しました」「県の職員として、県の参事監として、知事から送られたということは、ワシントンにおいては、これは県を代理する者として職務を全うするべきであるというふうに私は認識をしました。」「（そういう職を与えられたという関係性の下でそのように判断したということか）そのとおりでございます。」

³⁵

- ・初代副所長「当時もですね、私はもう情報を送って、決裁ルートには入っていないで、本庁のほうで手続は、庁内手続というのはやってもらうという認識でございました。」³⁶「赴任前に知事に今から行ってきますという報告を初代所長とやる中で、（中略）その中で知事から初代所長に、君は私の名代だと、アメリカにおける名代だと。だから最高位の部長クラスで送るというふうにおっしゃっていたので、私は決定権は初代所長にあるものだと思っていて。権限があると思っていたんですけど、かなり後になって、本庁の誰か課長か統括監から、部長クラスといえど駐在員には権限何もないよと強く言われて、（中略）結構初代所長が、知事、三役と電話で相談しながら進めていたので、所長でさえ何も権限がないのかということは、結構ショックを受けたような覚えがある」³⁷〔参考人〕、「（株券へのサインについて）弁護士が組み立ててくれて、ワシントン駐在がアメリカで適正に活動するために必要な手続だという説明を受けて、初代所長がサインをすれば私も追隨してサインをした」「私にとっては、初代所長は上司でしたので初代所長がサインをすれば私もサインをしていたということでございます。」³⁸〔証人〕
- ・令和7年度：基地対策課長「当時の駐在職員が米国の法律事務所と契約にサインをしたことについて、本庁側から指示をしたり権限を委任したという事実はございません。当時の駐在職員においてはですね、知事から自分がこの権限を委任を受けているというふうに考えたか。もしくは、本庁も了承済みで自分はサインするだけというようなふうに考えたか、どちらも正確な正しい認識ではないんですけども、そういうふうに誤認して作業したという可能性があります。」³⁹
- ・令和7年度：知事公室長「県として先ほど課長が説明したとおりですね、弁護士との間等においては有効に、その契約が遂行されているという状況を踏まえて、この契約を無効にするという意味がない以上は、有効であるというふうに考えております。ただし、その取扱いといいますか事務決裁規程に基づいて適切な者が署名をしなかったというところには問題があるというふうには考えている」⁴⁰

ウ 調査結果

① DCオフィス社設立に関する意思決定及び取締役会の書面等への署名について

- ・平成27年（2015年）5月1日（現地日時）、現地の法律事務所からコア社を介して法人設立形態の選択肢が提示され、同日、駐在職員はC-Corporationの形態で設立するよう回答し、5月8日に現地の弁護士が発起人となり電子署名した基本定款がコロンビア特別区政府に提出されDCオフィス社が設立された。

³⁵ 260430 委員会記録 P. 31, 36

³⁶ 250207 委員会記録 P. 77

³⁷ 250303 委員会記録 P. 11

³⁸ 251127 委員会記録 P. 47

³⁹ 260323 委員会記録 P. 23

⁴⁰ 260323 委員会記録 P. 98

- ・既に第3-1-(1)で述べたように、駐在所長及び副所長による内容認識や相互確認、本庁サイドとの意思疎通や検討が不十分なまま、県の事務決裁規程等に基づく文書での意思決定（起案・決裁）が行われず、事務決裁規程上の専決権限のない駐在職員のみで手続が進められた。

② 米国法律事務所との間における法律助言等の業務委任契約の締結について

- ・平成27年4月1日付で、県はコア社との委託契約において「駐在所の登記、FARA申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」を米国の法律事務所に再委託することを承認した。
- ・一方、再委託先とされていた米国法律事務所との間において、初代所長は平成27年4月20日付で法人設立等に関する直接の委任契約を締結した。
- ・事務決裁規程上、駐在職員には契約を締結する権限は付与されておらず、個別の委任も受けていない。公金からの支出を伴う契約であるにもかかわらず、随意契約の妥当性の検討など、業者選定手続、正式な執行伺い及び負担行為等の財務規則に基づく事前手続は行われなかった。

③ DCオフィス社設立以降の株主総会における議決権等の行使について

- ・DCオフィス社は沖縄県が株式を100%所有する法人であり⁴¹、本来、株主総会における議決権等は県が行使すべきものと考えられる。
- ・設立以降、令和6年に問題が発覚するまで、本庁において株主総会の議案等に関する県の意思決定や本庁からの正式な委任手続がないまま、駐在職員による議決等の行使がなされていた。

上記内容に関し、初代所長の証言等からは本庁側の誰から具体的な指示を受けていたのか、また、初代副所長の証言等からは本庁側との間で具体的に誰とどのようなやり取りを行ったのかについては、明確になっていない。

(5) 非弁行為の可能性について

ア 概要

平成27年3月、県がワシントン駐在員活動事業の企画提案を公募した際、応募したコア社は再委託先の候補として複数の法律事務所を提案した。同年4月、県はコア社に対して「駐在所の登記、FARA登録、ビザ取得に係る法務全般」を含む業務について一括して委託契約を締結し、さらに、FARA関連業務等の法務関連業務についてはコア社から米国法律事務所に「再委託」することを承認した。

弁護士資格を持たないコア社が「法務助言を含む業務」を県から受託し、それを法律事務所へ再委託して事業を進めたこの枠組み自体が、米国の法令等で禁止されている「非弁行為」に該当するのではないかという疑義が生じた。

コア社の業務が非弁行為に該当するからこそ、県と弁護士事務所との直接契約に切り替えたのではないかと、この点に関するコア社への支払いが不当利得として返還請求の対象になるのではないかと疑義が示された。

⁴¹ 監査結果報告書 P.20

イ 証言等

- ・初代所長〔証人〕「法人設立につきましては、私は全くワシントンの法律に詳しいわけではありませんので、これは完璧にこの法律事務所を信頼して、当然法律の専門家ですから、合法的にその瑕疵がないような形で事務所を設置していただけるものと信頼をして、私は全く関わっていないという私の認識です」⁴²
- ・初代副所長「日本にはFARAという規制がありませんので、米国特有のそのFARAというその規制をクリアするために、専門の弁護士のお知恵も借りながらですね、FARA登録を行ったということでございます。」⁴³〔参考人〕、「正直、沖縄県の駐在がアメリカで適法に活動ができるための受皿づくりとして整理してくれて、弁護士さんがつくってくれていたのも、それ弁護士さんがつくってくれていることだから、大丈夫だろうという、そういう認識だったと思います。」⁴⁴〔証人〕
- ・令和7年度：基地対策課長「私どもとしては非弁行為に該当するものとは必ずしも言えないと。あくまでも県からの日本語からの問合せを英語に翻訳をして、会計事務所、弁護士事務所に提供してというそういう業務を行うのに必要な時間が計上されているというふうな認識ですので、まず入り口のところで非弁行為に当たるかどうかというところは、我々はそうではないという認識ですので、ついては不当利得とか返還請求権というところにもつながらないということになると思います。」⁴⁵
- ・コア社〔参考人〕「株券発行、各種申請等は、全て弁護士事務所にて御対応いただきました。またそれらの手続に当たり、弁護士事務所から御駐在に対して確認事項や必要な情報がある場合は、その旨、随時御連絡を御駐在に差し上げ、該当情報をいただき、弁護士事務所側にお伝え等を行っておりました。またその過程において、言語面での御支援も必要に応じてさせていただいたと記憶しております」⁴⁶
- ・米国弁護士〔参考人〕「私の理解するところでは、コア社の役割と職務はコンサルタントとしてDCオフィスの設立及び運営に際して県を支援することでした。その役割の一環として、言語上の問題のため、私の事務所と県の代表者らの間での意思疎通を円滑化することが含まれていました。そのため、県及びDCオフィス社に対して法律業務を提供する中で、私は県の委託を受けた代表者として定期的にコア社と意思疎通を図りました。コア社が私の事務所と県とDCオフィスの間の意思疎通を円滑化したという事実は、弁護士業務を構成するものではありません。私の事務所から県やDCオフィスに対する法的助言の提供について、コア社は一度もコントロールしたことはありません。各当事者の役割は無資格の弁護士業務に関する問題を起こすものではありませんでしたし、この問題について検討する必要もありませんでした。」⁴⁷

⁴² 251219 委員会記録P. 14

⁴³ 250207 委員会記録P. 83

⁴⁴ 251127 委員会記録P. 43

⁴⁵ 250805 委員会記録P. 61

⁴⁶ 260227 コア社回答書_項目番号 29

⁴⁷ 260226 米国弁護士回答書_項目番号 33

2 ワシントン駐在に係る全ての資金の流れに関すること

(1) 出資金の取扱いについて

ア 概要

平成27年（2015年）2月27日付で決裁された「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」の委託に係る予算執行伺い、仕様書及び企画提案募集要項並びに正式に締結された委託契約書及びその仕様書において、日本の株式会社に相当する形態の法人に県が出資することに関する明確な記載はなかった。

また、当該予算執行伺いや同年4月1日付決裁の支出負担行為書において、歳出科目は「委託料」とされた。

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）の総務企画委員会（平成27年3月12日）における質疑では、当該事業に係る予算内訳の説明として、ワシントンD. C. で法人を設立すること及びDCオフィス社に出資することに関する執行部側の発言は確認されていない。

平成27年6月17日（現地日時）に書面決議の形で開催されたDCオフィス社の役員会創立総会において、沖縄県の申出である額面1株当たり1ドル、総計して1000ドルの普通株式1000株の購入の受諾を許可する旨が承認された。

平成27年7月8日、県はコア社から委託料の概算払いの請求を受け、翌9日付で県からコア社に4079万9000円の支出命令を行った。また、同月10日コア社からDCオフィス社に3万ドルが送金された。

平成28年3月31日付「委託事業実績報告書」に関し、事務所設置に係る支援に要した経費等について具体的に「1000ドルの出資金」が明示された記載や証拠書類は示されていない。

イ 証言等

- ・初代所長「我が職員2人、全く法律に対しては無知でございます、ワシントンの法律には。一切、法人設立については関わっておりません。これはアメリカ合衆国の法律に詳しい専門家、弁護士だと思いますが、その法律の専門家が、しっかりと県からの依頼を受けて設立をしたものと理解しております。」⁴⁸〔参考人〕、「支出行為についても一切私は関与しておりません。県とワシントンコアとの間でのお金のやり取りだと私は認識をしております。」⁴⁹〔証人〕
- ・初代副所長〔証人〕「ワシントン駐在に係る経費は全て委託事業で賄われておりますので、その出資についても委託料が充てられているのではないかと思います。」「委託料の実績報告で精算をするときというのは、領収書と合わせていくことになりますので、その出資金が事務所や駐在活动費の経費として、別に使われていった領収書として精算されているというふうに思いますので、そのような精算をされているんじゃないかなと思います。」⁵⁰

⁴⁸ 250207 委員会記録P. 28

⁴⁹ 260430 委員会記録P. 19

⁵⁰ 251127 委員会記録P. 45

- ・コア社〔参考人〕「弊社としては、当時のワシントン御駐在を通じて、本庁様の御意思決定がされているものと考えており、ワシントン御駐在からの御承諾が県としての正式な承認であるものと捉えておりました。」「1000ドルの出資については、県庁様から受け取った受託金を貴県ワシントン事務所口座に送金し、その額が1000ドル以上のものになっていれば問題ないと弁護士から伺った記憶があります。」⁵¹

【参考】

- ・「委託料という節については、ほかの例えば消耗品費だったりとか、公課費であつたりとか、ほかのそういうふうな形の幾つかの節をまとめて支出するのが委託という形ですので、出資についてもその中の委託ができるというふうに考えております。」（令和7年度：基地対策統括監_241213 総務企画委員会記録 P. 64）
- ・「しかし、本件のように、委託契約締結後に事務所設置形態の検討が進み、出資を行うという判断に至ったのであれば、出資により県に権利や義務が生じることを踏まえ、文書により意思決定を行うべきであった。（中略）また、委託契約について出資額相当分を減額する変更契約を締結し、減額分を財務規則第24条に基づいて『（節）委託料』から『（節）投資及び出資金』に流用した上で、県として直接、出資を行う方法が、より原則的な方法であったと考えられる。」（261114_執行部報告書 P. 44）
- ・「当時の平成27年度当初予算案の説明において、ワシントン駐在員活動事業費の事業概要が説明されており、これも踏まえて予算審議が行われたものと考えております。議会の議決を規定する地方自治法第96条第1項は制限列举となっており、条例の制定または改廃、予算を定めることなど、同項各号に掲げる事項に該当しない場合は、その事項を所管する執行機関が決定し執行することとされていることから、法人を設立すること自体は議会の議決をいただくものではないというふうに考えております。」（令和7年度：知事公室長_250617_本会議録 P. 157）

ウ 調査結果

- ・平成27年当時、DCオフィス社設立時の出資金として1000ドルを拠出することについて明示された起案書類等の文書がなく、県として出資についての明確な意思決定手続がなされていなかった。
- ・地方自治法施行規則の歳出予算節区分において「投資及び出資金」の科目が設定されており、1000ドルについては「投資及び出資金」の科目として明確に整理すべきではなかったかと指摘された。
- ・県は、令和6年12月のDCオフィス社の設立等の追認決裁において、委託料から支出された1000ドルを正式に出資金として位置づけ直したとしている。
- ・当該追認に関連し、特に出資に係る議会の議決の要否等の疑義も生じたが、県は地方自治法第96条第1項第2号及び第6号の解釈や総務省見解等を基に問題はない旨を説明している。

(2) 委託費と運営資金について

ア 概要

ワシントン駐在職員が米国現地で勤務するいわゆる「ワシントン事務所」はあくまで通称であり、県の出先機関ではなく（行政組織規則第3条及び第5条）「かい」指定もないため（財務規則第23条）、本庁から令達を受けてワシントン駐在職員が活動するための予

⁵¹ 260227 コア社回答書_項目番号 30, 11

算を執行することができない。このため、ワシントン駐在職員の活動を支援するための業務（以下「支援業務」という。）を第三者（コア社）に委託して実施していた。基本的な資金（委託費）の流れとしては次のとおりである。

すなわち、①県はコア社に支援業務を委託、②コア社は支援業務のうち、(ア)自ら行う業務の他、(イ)「駐在所の登記、FARA申請・登録、駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」を現地法律事務所へ、(ウ)「駐在員等の住居確保等の支援」及び(エ)「米内国歳入庁に提出する沖縄県ワシントン事務所の確定申告関連資料の取りまとめ」についてそれぞれ別事業者へ再委託し、③コア社からワシントン事務所家賃の支払いを行う。また、DCオフィス社は独自の事業活動により収益を得るものではないため、その活動資金として④コア社からDCオフィス社に資金を提供していた。そして、コア社は事業完了の実績報告において②から④までについて実際に支出した経費を県に請求し、県はその内容を精査し委託料として精算していた。

なお、④のDCオフィス社の資金については、同社現地スタッフのPersonnel費やマージャー社への支払いに充てられていた。

また、上記事実関係文中の(イ)については、決裁権限のない駐在職員の署名により現地法律事務所との間で直接契約が取り交わされており、ワシントン駐在職員が県職員の立場で署名し契約を交わすことは事務決裁規程上の根拠がなく適正ではなかった。

駐在職員に対しては沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき沖縄県から給与が直接支給され、DCオフィス社から役員としての報酬等は支払われていない。

監査委員からの指摘事項に関連するものとして、①DCオフィス社は、その形態上、県が出資等を行う会社法法人と同種とみなされるが、指導監督要領においては、会社法法人の管理運営費に対する財政支援は行わないとされており、DCオフィス社のパソコンや事務所家賃等の管理運営費はコア社の委託料から支出されている点は、これに反しているのではないかと、②財政支援指針においては、公的支援を行う場合には対象法人との間でその上限や期限その他要件等を取決めておくことが必要とされているが、県とDCオフィス社との間にはそのような取決めはなされていない、③財政支援指針では、出資及び増資に当たっての基準等も示されているが、県においてこれに沿った検討がなされた形跡はない等が挙げられる。

イ DCオフィス社の運営資金として

(ア) 証言等

- ・ 代表監査委員「財政支援指針においては、今委員がおっしゃったとおりの事項（県の出資額について、事前に総務部長と協議した上で、関係者との調整に当たること）が定められておりまして、それが行われていなかったということで、適正な事務処理であったと認められないというふうにしております。」「本件法人は営利活動としての事業を行っておらず、また本件法人の管理業務の多くはコア社が行っている。（中略）改訂前の財政支援指針第2の内容を参考に設立の目的、法人設置の必要性も含め、適切な法人の形態について改めて検討を整理し、説明する必要があるものとする」⁵²
- ・ 令和6年度：基地対策課長「設立当時、県から受け入れる資金をどのように処理すべきかということで、現地の会計士が弁護士に相談をしたところ、アディショナル・

⁵² 250618 委員会記録P.42, 53

ペイドイン・キャピタルとして処理するのが適当ということの見解を示されたため、そのように処理をしているということでございます。」⁵³

- ・令和7年度：基地対策課長「県は、ワシントン駐在活动事業という予算事業の中で、駐在の活動を支援する業務をコア社に委託をして、その委託先において、業務の支援業務の一環として、DCオフィス社の口座に入金をしているっていう行為が、事実としてあるわけですけども。それを受けたオフィス社の会計処理上は、資本取引として資本を受入れていますので、お示しの3つの選択肢（増資、貸付け、寄付）の中では、増資に近いというふうに位置づけられるかもしれないんですけども、株式の発行を伴っていないっていうような点で、厳密には異なるということで、私たちとしては今考えている」⁵⁴「ここからが少し特殊かなと思うのが、その会計決算上はその支払いの部分は通常の費用として出ていくわけですけども、営業の費用として赤字として積み上がっていったるわけですけども、一方でそのアディショナル・ペイドイン・キャピタルはずっと資産として積み上がっているというような状況で、赤字も積み上がっているし、資産も積み上がっているということで、トータルではその額が大体同じような額、もしくは若干資産のほうが上回っているような額がずっと続いて、積み上がってきているという状況になっております。」⁵⁵

(イ) 調査結果

- ・コア社からDCオフィス社への資金提供について、県は、アディショナル・ペイドイン・キャピタル（追加払込資本）によるもので、株主が1人の場合はその資金に対して株式は発行されず、県が新たに権利を取得するものではないため、その払込みに伴って公有財産を取得するものではないと説明している。
- ・貸借対照表の純資産の部に入る以上、実質的な出資であり、公有財産ではないかとの指摘がなされた。
- ・形式上は、DCオフィス社の経費支出がそのまま毎年の累積赤字として発生する一方で、それと同額の追加払込資本が純資産として積み上がり続けるという、通常の会社経営とは異なる特異な財務状態になっていたが、現地の会計士等の専門家に相談しながら処理しており問題はない旨を説明している。

ウ 委託費全体として

(7) 証言等

- ・米国弁護士〔参考人〕「コア社から業務委任や委託は受けていません。（中略）初代所長が県の局長として2015年4月20日に署名した同年4月17日付の業務委任契約書に従って、県から直接業務委任を受けました。」⁵⁶
- ・コア社〔参考人〕「法律事務所との再委託に向けて、再委託申請を県庁様に提出しましたが、実際の契約は、県と法律事務所との直接契約になっております。」⁵⁷
- ・令和7年度：基地対策課長「法律事務所への支払いは、委託契約、我々が予算執行の根拠としている委託契約の中で、再委託の手続を経た上で執行されているもので、これはいわゆる県がコア社と交わした委託契約に基づいて行っているということ

⁵³ 250131 委員会記録P. 46

⁵⁴ 250411 委員会記録P. 78

⁵⁵ 250805 委員会記録P. 88

⁵⁶ 260226 米国弁護士回答書_項目番号5

⁵⁷ 260423 コア社回答書_項目番号5

でございますので、この支払い自体は、県の予算執行手続上有効なものというふうに考えております」⁵⁸

- ・初代所長〔参考人〕「私はですね、この金銭の流れについては一切タッチをしておりません。これはですね、僕の認識では、沖縄県と、ワシントンコアさんの間でしっかりと管理をされていたものと認識をしております。」⁵⁹
- ・初代副所長〔参考人〕「先ほど初代所長のやり取りを聞いていて、何か本当に完全に忘れているなと思ったんですけど、コア社は初代所長にこういうふうにワシントン事務所の口座に入金しますよと、それでこういうふうにマーキュリー社に送りますよという説明をしていて、初代所長の了解をもらってからコア社は行っていました。」⁶⁰
- ・2代目所長〔参考人〕「事務所の活動という形で残さないといけないということで、形式的に事務所から支払っている形にはしておりました。（中略）基本的にはコア社で手続をやっていた。事務所として資金を運用する資金はございませんでしたので、（中略）（具体的にDC社の現金出納事務に携わったことは）一切ありません。」⁶¹
- ・令和3年度：基地対策課班長〔証人〕「この資金の流れが実は私はその当時承知していなくて、本来は私たちが意図したものと違っていたなというところが正直なところだったんですけども。私たちは契約の形態を変えることで直接支払った形にできると思っていたんですが、どうも現地としては、マーキュリー側からの多分要請だと思えますが——これはちょっと推測でしかないんですけども、結果として、DCオフィス社からの小切手による支払いっていう形を多分その前から取っていたんだと思いますけど、我々当時知らなかったんですけども、そういうことが継続されてしまっていたんだなっていうことが、一昨年の状況から、私としては分かったということになります。」⁶²
- ・平成28年度：本庁担当者〔証人〕「DCオフィス社から（マーキュリー社に）支払ったというちょっと認識ではなかったです。」⁶³
- ・コア社〔参考人〕「マーキュリー社への支払いについては、（共同事業体としての受託が始まった令和3年（2021年）度よりも以前の）平成27（2015）年度からワシントンDC社を経由して処理していました。この点については、初代の御駐在にも御説明をした上で行っており、その後その形が継承されていたと記憶しております。」⁶⁴「マーキュリー社への支払いについては、当該事業費から支払う必要がある『予算執行上の都合等』からの理由で、再委託申請の提出を求められた記憶しております。」⁶⁵

(4) 調査結果

① DCオフィス社を経由した支払いについて

- ・県とコア社との委託契約に基づき、再委託先としてのマーキュリー社への支払いがコア社からではなくDCオフィス社を経由して行われていた点について、支払いの適切性やコア社の実績報告書の記載との関連について疑問が示された。
- ・県は、マーキュリー社も県の代理人としてFARA登録を行っており、米国司法省への報告において活動資金の原資が沖縄県から提供されるものであることを示す必要が

⁵⁸ 260323 委員会記録P.18

⁵⁹ 250207 委員会記録P.20

⁶⁰ 250207 委員会記録P.58

⁶¹ 250314 委員会記録P.44

⁶² 260107 委員会記録P.25

⁶³ 251218 委員会記録P.22

⁶⁴ 260227 コア社回答書_項目番号18

⁶⁵ 260423 コア社回答書_項目番号18

あったため、コア社からDCオフィス社の口座に送金し、当該口座からマーキュリー社へ支払う対応を取ったものであり、このような資金の流れについては、委託業者と現地駐在によってなされた処理であり本庁側では把握していなかった旨を説明している。

② 再委託先との直接契約について

- ・ 県はコア社との委託契約において、ビザ関連支援業務等を米国の法律事務所に再委託することを承認していたが、一方で、初代所長が再委託先である法律事務所との間で直接、委任契約書（Agreement）を締結していた。
- ・ コア社への委託料の中に弁護士費用を含め、同社を経由して弁護士事務所へ委託料が支払われており、契約の当事者（県と弁護士事務所）と、実際の委託料の支払い（コア社と弁護士事務所）が一致していなかった。

③ 全体的な資金の流れについて

- ・ 本件における資金全体の流れ（委託費の支出フロー）について、県とDCオフィス社の間、及びコア社とDCオフィス社の間で、これらの資金提供や運営支援に関する明確な契約書等や何らかの取決め等を示すものは確認できていない。
- ・ 議会からの請求に基づいた監査においても、監査委員は公金がDCオフィス社を経由して支出される過程で透明性が損なわれているとして、詳細な入出金内容の解明を勧告した。⁶⁶

(3) 県への損害について

ア 調査結果

- ・ 資金の流れに関連して、平成27年のビザ取得等に係る費用として、法律事務所へ6万1000ドル、コア社へ4万7617ドルが支払われている点が、二重払いに該当し県に損害が発生しているのではないかと疑義が示された。
- ・ 県は、ワシントン駐在の活動そのものについては実績報告書や支出の適正さなどについて確認をしており、損害はなかった旨を説明している。

3 ワシントン駐在職員のビザ取得に関すること

(1) 概要

県は、ワシントン駐在職員が適切なビザを取得して米国で安定的に活動するため、平成27年5月に受皿となる米国現地法人としてDCオフィス社を設立し、県職員である駐在職員がDCオフィス社の役員の地位を兼ねる形で、就労ビザとして、所長はB1ビザ、副所長はL1ビザ（平成27年10月頃から）の発給を受けていた。

このL1ビザの請願書には、「（駐在職員が）日本の沖縄県庁に直接雇用されることはない」旨が記載されながら、一方で「年俸は沖縄県から支払われる」旨も記載されており、

⁶⁶ 監査結果報告書 P.23

実際に駐在職員は県職員としての身分を有したまま県から直接給与の支給を受けていたことで、虚偽の申請に該当するのではないかとの指摘がなされた。

(2) 証言等

- ・初代所長〔証人〕「私はB 1 ビザで入国をして、2年間、当然私個人でB 1 ビザを申請して国務省の審査を受けて、国務省はこれは適法なビザであるという判断の基にビザを発行しております。私は2年間、B 1 ビザで活動をして、法律的に問題がなく帰国しましたので、これは合法的なビザであるものと理解しております。」⁶⁷
- ・初代副所長〔参考人〕「L 1 ビザの発給に関しては、専門の弁護士、今移民法に精通する弁護士のアドバイスをいただきながら、これを書きなさいであるとか。例えば県から県職員であることの証明のサインをもらいなさいとか、そういった書類の要求を何かアシスタントみたいな方がいろいろとリスト化してくれて、結構な量のそういったものに従って——例えば本庁に送って公室長にサインしてもらおうとか、そういった手続で書類をそろえて提出をして、一旦移民局に出して、また何か宿題が出たら、それに対してまた何か追加を出すとか。そういった手続だったと思います。」⁶⁸
- ・令和6年度：基地対策課長「L 1 ビザを取得してロビー活動を行っているということについても、アメリカ政府に対して、県が100%出資した株式会社の役員に就任すること、給与は県から直接支払われること、ワシントンでは基地問題に関する情報収集などを行うことを書面等に明示してL 1 ビザを取得しているところでございますので、特段の問題はないものと考えております。」⁶⁹
- ・令和7年度：基地対策課長「ビザについては、DCオフィス社にもといますか、に所属するということになっているかと思いますが、一方でですね、県職員の身分で、県職員の業務を行うということも併せてたしか記載されていたかと思いますが、そういう申請の仕方になっているかと思いますが。」⁷⁰「L 1 ビザを申請する際の請願書には、沖縄県から給料が出ているということを明記しておりますので、沖縄県の職員としての身分も持っているということは、説明をしながら申請がされているというふうな認識でございます。」⁷¹
- ・令和7年度：基地対策統括監「ビザの件については、DCの法律のさらにはその移民に詳しい弁護士のほうと相談しながら、駐在というのはこういう職務をやりますよ、あるいはこういう目的で駐在として異動していきますよとかですね、そういう書類を示しながら、じゃ、どういうビザ適当ですか、あるいは手続どうすればいいですかというふうを確認しながら、やってきたものですから、ビザについては特に問題はないというふうに考えております。」⁷²
- ・コア社〔参考人〕「『申請書類の作成』及び『雇用主・職務内容の整理』については、弁護士やそのpara legalスタッフから、御駐在に対して必要情報の提示及び提出が求められた際に、言語面での御支援をさせていただきました。」⁷³

⁶⁷ 260430 委員会記録P. 32

⁶⁸ 250207 委員会記録P. 79

⁶⁹ 250131 委員会記録P. 30

⁷⁰ 250411 委員会記録P. 85

⁷¹ 260323 委員会記録P. 70

⁷² 250411 委員会記録P. 64

⁷³ 260227 コア社回答書_項目番号 13

- ・米国弁護士からのメール「（全ての移民関連書類については）ワシントン事務所と沖縄県庁の両方によって精査され、正確性が確認された上で承認された」「記述の正確性は、沖縄県を代表してL1ビザ申請書に署名した各個人によって確認されています。」⁷⁴

(3) 調査結果

- ・L1ビザの請願書には「私は、偽証罪の罰則の下に、本請願を確認し、特定の質問に対する全ての回答を含む本請願及び添付書類に含まれる全ての情報が完全、真実かつ正確であることを証明する。」⁷⁵との記載があり、これを前提として駐在所長名で署名されている。
- ・請願書には「（駐在職員が）沖縄県庁に直接雇用されることはない」と記載がなされ、さらに「（駐在職員の）年俸は（略）日本の親事業体である日本国沖縄県の沖縄県庁によって支払われる。」という一見整合性の取れない記載がなされている。
- ・県は、米国弁護士への確認等も踏まえながら、「（駐在職員が）沖縄県庁に直接雇用されることはない」との記載は、県に雇用される県職員としての立場だけでなく、DCオフィス社と移民国籍法上の雇用関係を有して米国に滞在していることを示すためのものであり、給与は沖縄県から支給されることを明記し、県との雇用関係が継続していることも示しているため、虚偽の申請との指摘は当たらないとしつつ、記述の意図が分かりにくく混乱や疑念を招いたことは否めず、今後は分かりやすい説明に改める必要があることを認めている。⁷⁶
- ・県は、当該ビザ申請手続関係の処理については、現地米国の移民法に精通した弁護士の確認・指導等の下に適切に行われた旨を繰り返し述べている。
- ・米国移民局に対し、沖縄県の知事公室の組織図及び子会社としてのDCオフィス社との関係を示した図表が提出されていた。

4 ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関する事

(1) 概要

地方公務員法第38条第1項では、職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の役員を兼ねてはならない旨が規定されている。

また、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号の人事委員会が定める場合に基づく職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号では、県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員または職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合には、職員が職務に専念する義務を免除されることが規定されている。

平成27年4月1日、県は新たに米国ワシントンD.C.に職員を駐在させるため、参事監（部長級）と主幹（班長級）の2名に駐在を命じた。当該職員2名は県職員としての身分を有しながら、平成27年6月17日付のDCオフィス社に係る役員会創立総会に代わる合意において、本件法人の役員（取締役等）に就任した。しかし、公務員が営利企業の役

⁷⁴ 260428 執行部提出資料（ページなし）

⁷⁵ 251114 執行部報告書P.52

⁷⁶ 241028 執行部提出資料（総務企画委員会）

員を兼ねる際に必要な「営利企業従事許可」や「職務専念義務免除」の手続は取られていなかった。

駐在職員の担当事務は、駐在等規程において規定された「沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関する事」とされ、県は、駐在職員の活動が沖縄の基地問題の解決につながるよう米国の政策に影響を及ぼそうとするものであり、外国代理人登録法（FARA）の対象となる「政治的活動」に該当し得るものとして、県は駐在職員をDCオフィス社の役員としてFARAに登録し、活動を行わせていた。

(2) 営利企業従事許可及び職務専念義務の免除手続の不備

ア 証言等

- ・初代所長〔参考人〕「私はですね、沖縄県の職員として、沖縄県の声を届けただけで。皆さんがおっしゃっている株式会社の取締役としてという認識は一切ないです。」⁷⁷
- ・初代副所長〔証人〕「県の当時の考え方の整理としても、自主的に営利企業に当たる活動はしていなかったもので、営利企業従事許可は不要と判断されて整理されていたのではないかと思います。私もそのような認識だったと思います。」⁷⁸
- ・平成27年度：担当班長〔証人〕「当時ワシントン駐在については、営利活動は行っておりませんでしたので、そのような従事許可ですか、そういったところを取る必要があるという認識にまでは至らなかったところでございます。」⁷⁹
- ・令和7年度：副知事〔証人〕「いわゆる営利企業の従事許可が取られてこなかったのは事実でございます。その点については、非常に重く受け止めております。」「追認につきましては、現にワシントン事務所の駐在職員というのはおりましたので、例えば営利企業の従事許可などは、当然その職員に対して行ったものでございます。過去の重大な不備が、そのことによって全くなかったことになるということではないというふうに私どもは考えております。」⁸⁰
- ・監査結果報告書「ワシントン駐在職員は、本件法人の役員を兼ねることに対する営利企業従事許可を任命権者から受けておらず、不適正な事務処理であると認められる。（中略）（沖縄県職員服務規程において）職務専念義務免除の承認を受けようとする職員は、総務部長に申請し、その承認を受けなければならないとあるが、その手続を行っておらず、不適正な事務処理であると認められる。」⁸¹

イ 調査結果

- ・駐在職員について「営利企業従事許可」や「職務専念義務免除」の手続が必要だった。
- ・県は、DCオフィス社は実質的に営利を目的とした活動を行わないものの、地方公務員法第38条第1項にいう「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」に該当するか否かは設立根拠となる法律により判断するべきであり、DCオフィス社がワシントンD. C. の法令により営利会社として設立されている以上は、DCオフィス社の役員の地位を兼ねることは同条第1項にいう「役員の・・・地位を兼ね」ることに該当すると判断し、必要な手続が取られていなかったことを認めた。⁸²

⁷⁷ 250207 委員会記録P. 21

⁷⁸ 251127 委員会記録P. 42

⁷⁹ 251104 委員会記録P. 71

⁸⁰ 260116 委員会記録P. 40, 16

⁸¹ 監査結果報告書P. 13

⁸² 執行部報告書P. 56

- ・ 県は、令和6年度の駐在職員2名について、令和6年12月26日から令和7年3月31日までの営利企業従事許可及び職務専念義務免除について承認した。

(3) 駐在職員による政治活動及びロビー活動について

ア 証言等

- ・ 初代所長〔参考人〕「ロビー活動は一切しておりません。できるはずがありません。これはですね、ロビー活動というのは、ワシントンにおいてはロビイストとして登録をしないとイケません。これは1946年にロビー活動に関する法律ができております。それに基づいて登録をしてはじめてロビー活動ができるので、私たち公務員がロビー活動ができるはずがないです、あり得ません。」⁸³
- ・ 初代副所長〔参考人〕「狭義の意味で言うと、FARA登録に基づく政治活動。我々駐在がやっていた活動とロビイング規制法でロビイスト登録された人のロビー活動というのは、狭義の意味では異なると思います。」⁸⁴
- ・ 令和6年度：基地対策課長「FARAで報告すべき活動である政治的活動と地方公務員法で禁じている政治的行為は全く別であり、異なるものと考えております。」「FARAが定義する政治的活動につきましては、その活動に関わる人が米国政府の機関もしくは職員、または米国内の公衆に対し、米国の国内政策または外交政策の策定、採用もしくは変更、または外国の政府もしくは政治団体の政治的公共的利益、政策もしくは関係性に何らかの影響を及ぼすと信じ、または影響を及ぼすことを意図して行う活動とされております。一方で地法公務員法に規定します政治的行為につきましては、政党、その他の政治的団体の結成に関与し、もしくはこれらの団体の役員となることのほか、公の選挙または投票において投票するように、またはしないように勧誘運動をすること、署名運動を企画し、または主催するなど、これに積極的に関与すること、寄付金その他の金品の募集に関与することなどとされております。」⁸⁵
- ・ 米国弁護士〔参考人〕「はい、我々はFARA登録業務を担当しました。想定活動にはFARA法で定義される外国政府のための「政治活動」が含まれていたため、DCオフィス社はFARAに基づいて外国主体の代理人として登録することが義務づけられました。主たる登録者は団体としてのDCオフィス社でした。」⁸⁶

イ 調査結果

- ・ 県が駐在職員をDCオフィス社の役員としてFARAに登録して活動を行わせることは、米国のロビー活動公開法で制限される政治活動であり、地方公務員法が地方公務員の政治活動を禁止していることに抵触するのではないかと疑義が生じた。
- ・ 県は、地方公務員法第36条が制限している地方公務員の「政治的行為」は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、またはこれらの団体の役員となること等を指し、FARA登録の対象となる「政治的活動」とは全く異なるものであり、また、ロビー公開法の対象となる「ロビー活動」の定義からFARAの登録に基づき公開されているものは除外されているため、DCオフィス社（駐在員）の活動は同法のロビー活動にも該当しないとしている。

⁸³ 250207 委員会記録 P. 18

⁸⁴ 250207 委員会記録 P. 82

⁸⁵ 250131 委員会記録 P. 8

⁸⁶ 260226 米国弁護士回答書_項目番号 12

5 虚偽公文書作成及び文書偽造の疑いに関すること

(1) 概要

DCオフィス社及び駐在職員の活動に関連し、同社が米国移民局に提出したビザの請願書には「(駐在職員が)日本の沖縄県庁に直接雇用されることはない」旨が記載されていたが、実際に駐在職員は県職員としての身分を有したまま県から直接給与の支給を受けていた。

また県は、ワシントンD.C.に駐在職員を置き、その活動を通じて沖縄の基地問題の解決につながるよう米国の政策に影響を及ぼそうとするものであったことから、駐在職員をDCオフィス社の役員としてFARAに登録した上で活動を行わせ、その活動内容について米国司法省に定期的な報告を行っていた。

(2) 証言等

- ・初代所長〔証人〕「私はこれは、この時点で虚偽の申請をしたとかという認識も、何しろこのFARAということ自体の認識がないんですから、これが虚偽の申請であるとかないとかという認識は、その時点ではありません。」⁸⁷
- ・米国弁護士〔参考人〕「FARA登録文書に記載されている全ての情報は、DCオフィス社が直接またはコア社を通じて提供しました。その情報に誤りがあったかどうかは把握しておりません。」⁸⁸

【参考】

- ・「FARA報告書の中では、サラリーというのが、どこから受け取ったということは記載はございませんので、それについては沖縄県から受け取った給与額を記載しているということでございます。」
「ワシントン駐在職員については、県職員としての身分とDCオフィス社の役員としての身分を併せ持っておりますので、こちらに記載されたサラリーというのが虚偽ということには当たらないと考えております。」
「FARA報告に記載のサラリーの額については、駐在職員が見込み額としてドル換算した上で記載をしているものと理解しております。」
「FARAの報告につきましても、専門の弁護士とも相談して、弁護士が作成したものをワシントン駐在が内容を確認して提出をしていると認識しておりますので、内容について何か虚偽とかそういうものがあるとは考えておりません。」(令和6年度：基地対策課長_241213 総務企画委員会記録P. 100, 101)

(3) 調査結果

- ・FARA登録に基づく補足声明書は偽証罪の罰則の下に「その内容が署名者の知識と信念の及ぶ限り全体として真実かつ正確であることを宣誓または確認」としているが、県とDCオフィス社には直接的な契約関係がないため、DCオフィス社は県を依頼人とした政治的活動は実施できず、FARA報告書の内容は虚偽であり、証明違反の可能性が否定できないのではないかと指摘された。
- ・県は、FARAに基づく登録を行う際、外国の主体と代理人との関係を明示する必要があるが、代理人の定義として契約関係の有無を問わないことが明記され、FARA登録の様式上も契約関係以外の関係も想定されている。DCオフィス社は、正式な書面による契約や書簡の交換に基づくものではない関係として登録し、沖縄県が完全に所有す

⁸⁷ 260430 委員会記録P. 34

⁸⁸ 260226 米国弁護士回答書_項目番号 29

る法人であり、所有関係に基づき、沖縄県の代理人として活動する旨を明記して登録していることから、問題はないとしている。⁸⁹

- ・ FARA 報告書では、役員報酬が15万ドルとしてDCオフィス社からサラリーを受け取っているように記載されているが、実態は沖縄県が給与を払っており、司法省に関する虚偽の報告ではないかと指摘された。
- ・ 県は、FARA 報告に記載されているサラリーの額について、申請書の中ではどこから受けるべきサラリーというような記述はなく、沖縄県から受けている給与について駐在職員が見込み額としてドル換算した上で記載をしているものであって、駐在職員は県職員としての身分とDCオフィス社の役員としての身分を併せ持つため、県から給与を支給することに問題はない。FARA の報告については、専門の弁護士と相談して作成したものをワシントン駐在が内容を確認して提出をしており、内容が虚偽ということには当たらない、としている。

6 手続の瑕疵の治癒について

県は、平成27年5月8日に当該法人が設立されて以降、DCオフィス社の存在やその実態、設立手続の瑕疵等を認識し是正（治癒）する機会につながり得る端緒が複数回あったと考えられるが、その主だったものは次の第1から第4までの機会のとおりである。

(1) 第1の機会 平成27年5月から6月にかけての知事訪米時

ア 概要

平成27年5月31日、訪米した前知事が、米国ワシントンD. C. のワシントン事務所内にて、DCオフィス社の設立証明書を掲げて報道機関の写真撮影に応じた。その内容が写真つきで報道された。その設立証明書には「DCオフィス社 (Okinawa Prefecture DC Office, Inc.)」の記載があった。

イ 証言等

- ・ 初代副所長〔参考人〕「翁長知事が手に持っているもの、法人登録証そのものです。原本です。（中略）対面で初代所長は翁長知事にも説明しているんですよ。当然初訪米の前ですから。これちょっと沖縄タイムスさんに撮られてしまったことは私、知事は僕を怒ったんですけど、不注意だよって。（中略）私を叱りました。特にこの4枚目にある、要は法人設立許可証の2枚目ですね。株とか書いてあるやつは取扱いを注意しなさいと知事に言われたので、ああ知事はもうしっかり認識されているなというふうに…。」⁹⁰
- ・ 令和7年度：知事公室長〔証人〕「平成27年当時どのような処理がなされたかというのが明確でなかったというのが、今回大きな問題であったというふうに承知しております。新聞報道等で知事が定款等を持った写真等が出たんですけれども、それについてどういうふうに処理したかというのが不明でございました。」⁹¹

⁸⁹ 執行部報告書_P. 59

⁹⁰ 250207 委員会記録_P. 43

⁹¹ 260113 委員会記録_P. 31

- ・平成27年度：基地防災統括監「少なくともその報道を基に、何がしかの調整は行われていなかったというふうに記憶しております。」⁹²

(2) 第2の機会 平成27年6月、新聞報道を受けて本庁から駐在に情報共有が求められ、初代副所長から設立証明書等が本庁へ送付された時点

ア 概要

平成27年6月10日、地域安全政策課の職員は、初代副所長に対し、地域安全政策課との間でワシントン駐在業務についての基本的な情報が共有されていない旨のメールを送信した。初代副所長は、同日、地域安全政策課の職員に対し、DCオフィス社の法人設立証明書の写しをメールで送信した。このメールは、初代所長と、当時の地域政策課の課長をはじめ、班長、担当者等複数名の職員にCCで共有されていた。⁹³

しかし、このメール内容について、その後本庁側で具体的にどのように確認・検討・整理し、そして対応されたのか、その詳細な経緯等は明確になっていない。

イ 証言等

- ・令和7年度：基地対策課長「平成27年6月10日ですけれども、この年の6月2日の沖縄タイムス、地元の新聞の記事です、知事が法人設立証明書を持つ写真が掲載された後、本庁から駐在職員に対して問合せを行い、コロンビア特別区政府が発行した法人設立証明書等を、ワシントン駐在職員が地域安全政策課に送付した時期を指していると思われま。
- ・初代副所長〔参考人〕「ちなみに、この3枚目と4枚目にある法人登録証ですね、当然沖縄側の当時の地域安全政策課にも送付しておりますし、その当時の担当班長に私先日会って、これ送ってるけど見ているよねって言ったら、確かに見た記憶ありますよと言っていました。あんたのところで止めていたの班長のところで、考えられないですよ。いやこれ上までちゃんと行ってるはずですよというふうに答えておりました。」⁹⁴
- ・平成27年度：担当者〔証人〕「（副所長からの法人設立等の報告について）法人を設立したという報告はあったと思います。」「株式が発行される株式会社が設立されたというのは、最近知ったところでございます。」⁹⁵
- ・平成27年度：担当班長〔証人〕「（在任期間中に所長や副所長が設立手続に関する報告なり相談を受けたか）法人の設立に関する手続ですか、手続についての相談を受けたという記憶は現時点ではございません。」「法人設立後のですね、日本での庁内での手続に関する相談はなかったと認識しております。なかったと記憶しております。」「ワシントン駐在の活動の環境を整えるという意味での、法人に関わる相談自体はあったと思いますが、法人の設立に向けてというところは私が着任する前の話なので、なかったということだと思います。」⁹⁶
- ・平成27年度：地域安全政策課長〔証人〕「（5月の法人設立の報告について）はい、私のほうに報告はございません。」「（平成27年度途中に）事務所ができたという認識はございましたので。いわゆる活動する場所を借りたよと、そしてそこが事務所ですよと

⁹² 260116 委員会記録 P. 33

⁹³ 250418 執行部提出資料_記録 5

⁹⁴ 260323 委員会記録 P. 47

⁹⁵ 250207 委員会記録 P. 47

⁹⁶ 251104 委員会記録 P. 34, 36

⁹⁷ 251104 委員会記録 P. 57, 59, 82

というのは。（中略）ただ、皆さんが今問題にしている営利企業をつくったとかっていう、いわゆる法人設立という頭は、その当時はもう今もないですけどね、ないと。」⁹⁸

(3) 第3の機会 平成29年5月、2代目所長が現地で定款を確認し、株式会社の形態であること及び株式の存在を認識して本庁へ公有財産登録の要否等を照会した時点から、同年10月に同所長が一時帰国した時点まで

ア 概要

- ・平成29年5月頃、2代目所長はDCオフィス社の株式の公有財産登録の要否等の確認を基地対策課職員に依頼した。
- ・平成29年8月、訪米してきた基地対策統括監と基地対策課職員に対し、2代目所長から上記と同様の話をした。
- ・平成29年10月、2代目所長はビザ取得のために一時帰国し、事務所の在り方等について本庁関係者と意見交換等を行った。

※ ただし、上記の内容については、証人の記憶・発言に食い違いがあり、事実を裏づける明確な資料等は確認できていない。

イ 証言等

- ・2代目所長〔参考人〕「（本庁の）担当のほうに、私は、こういうのがあるんだけど、額も小さいし、その裏づけになる資産もないんだけど、それが日本の自治法でいう株の資産に当たるのかどうかというのを確認して、もし必要であれば、登録してくださいと、登録したほうがいいよというようなことを伝えました。」「何度か聞いた覚えはあるんですけど、明確な返事はなかったと思っています。」「そのとき、平成27年（※平成29年の誤り）8月に、当時の基地対策統括監と、それから基地対策課の職員が、その委託料の件でワシントンに出張してまいりましたので、そのときにそういう話もしたと思いますし、彼らはコア社に行って、その委託の内容の確認等をやっていたと思っていますので、その場とか、私もその平成27年（※平成29年の誤り）10月に、ビザの取得のために一時帰国したことがありまして、そのときにも、そういう事務所の在り方のことを、知事公室長とか基地対策課長に意見交換じゃないですけど、伝えていたと思っています。」「株式のことについては（メールや文書は）残していませんけれど、今日、お手元に配付しています資料、その在り方についてですね、ちょっとやっぱり疑問であるということで、こういう考え方ではちょっと厳しいんじゃないかというのは伝えております。」「（法人設立の相談を現副知事、当時の職員、担当課長、知事公室長、そういった面々に伝えたということか）私は、当然帰ったときに、いろいろ課題とかを意見交換しておりますので、意見交換というか、報告しておりますので、そのこともお話ししたと思っています。」⁹⁹
- ・平成29年度：担当者〔証人〕「2代目所長からこのようなお話があったという、ちょっと記憶がなくて。思い出そうとしまして、いろいろ当時の残っているメールですとか、いろいろ確認する中でも、そういったことに触れるような内容がなかったものですから、報告を受けていないものと思っています。今回、証人として呼ばれることになって、私の名前が出たので、当時の班長に聞いたところ、当時の班長は、何か登録しなければ

⁹⁸ 251126 委員会記録P. 35, 19

⁹⁹ 250314 委員会記録P. 42, 43

ならない財産があるかもしれないというようなことがあった記憶があるとおっしゃって
いました。」「調査はしていません。」¹⁰⁰

- ・平成29年度：基地対策統括監「通常、行政のほうでいろいろな調整は行います。（中略）
統括監、部長調整となると調整資料を作って、紙での調整を中心にやっていく形になろ
うかと思います。2代目所長からの御発言のものについては、ちょっと私も確認したん
ですけれども、そういう紙での報告というのはなかったというふうに確認して理解して
いるところです。」¹⁰¹〔参考人〕、「（2代目所長から）伝えられたかどうかについて
は、ちょっと記憶としては覚えておりません。文書、メール等を確認しましたが、
そういう文書での記録はちょっと残されていなかったということでございます。」¹⁰²
〔証人〕
- ・平成29年度：知事公室長〔参考人〕「私も議事録も読ませていただいて、2代目所長が
多分話をしたと思うというようなことも読ませていただきました。それを読んで私もう
一んと思ひ出してみようと思ったんですが、例えば、自治法上の問題かというような発
言があったと思います。私、総務部総務課の法規班というところにもおりましたので、
そこは県庁全体の条例ですとか、規程、規則、そういったものを審査する部署です。そ
の条例規則等の中には自治法に関わるものとかありますので、もし自治法という言葉が
一つでも出れば、自治法の何の問題かというような議論が発展していったと思いますが、
そういった議論を行ったという記憶がありません。ですので、私としては自治法上のそ
ういった法人格のという議論は、説明はなかったというふうには考えております。」¹⁰³

(4) 第4の機会 令和2年11月、駐在職員から本庁側へ株式に関する確認依頼を行った時点 ア 概要

令和2年11月13日、駐在職員から本庁に対して、ワシントン事務所が米国で法人格を
取得するに当たり株式を発行したような資料が見つかったため経緯を確認したい、との
問合せがあった。基地対策課で確認したところ、引き継いだ資料の中に、株式の記載が
ある合意書と定款が残っていることが判明したが、経緯等の資料はなかった。そこで、
基地対策課職員が、前担当者（平成27年度～30年度）へ事実関係を確認したものの、株
式の発行については全く知らないとのことであったため、より上位の複数名の関係者に
聞き取り確認を行った。

以上の聞き取り内容については、株式、法人形態、契約関係、地方自治法との整合性
等について関係職員の認識が整理されたメモ資料が作成され、当時（令和2年度）の基
地対策課長まで共有されたが、その後、特段の検討や対応等は取られなかった。

イ 証言等

- ・令和7年度：基地対策課長「私と当時の担当職員の2人で、聞き取り対象者のもとに行
って聞き取りをしている」「11月26日に1度当時初代副所長などから聞き取った内容に
ついては、当時の参事兼課長、今の公室長ですが、あともう一人その当時の課の副参事
の2人に報告をしております」「私が当時の参事——課長に報告をした資料は、最初の
1枚紙っていうんでしょうか。11月26日のワシントン事務所の法人登録についてという
1枚紙です。これは課内の会議テーブルで直接対面をして、この1枚紙を示して、こう

¹⁰⁰ 251218 委員会記録 P. 5, 6

¹⁰¹ 250324 委員会記録 P. 53

¹⁰² 260116 委員会記録 P. 28

¹⁰³ 250324 委員会記録 P. 13

いう状況があつて引き続きちょっと事実確認しますっていうことを報告をしたというものです。あとの2枚、参事監2名への聞き取りのメモはその後に行いまして、これについては実は当時、翌日には11月議会の代表質問がもう通告されるっていうようなタイミングでした。すごくバタバタしておりましたので、ペーパーを作った上で、当時の課長と副参事の机には置く形で共有はしたというものになります。直接対面で説明したのは最初の1枚の資料ということになっております。」¹⁰⁴、「我々のほうでも担当者に聞いたところ、そういう定款のような資料の中に株式が発行されたというふうに読めるような記述があるということを聞きましたので、その資料書類を確認したところだったんですが、これをつくるに当たっての決裁ですとか、それは米国側も含めて、県庁内の決裁文書であるとか、それをつくった際の経緯が分かるような資料が一切ありませんでしたので、これが、果たして沖縄県がつくったものなのか。もし、また、国内での株式会社に相当する存在として考えられるのかどうかというところは、当時は不明だという認識でありました」「その聞き取りの内容はですね、株券の発行はないし、現地、他の法人との資金のやり取りもないというふうに聞いているということでしたので、私のその当時の認識としては、現地では非常にFARAとかの登録をするために受皿としての法人が必要だったのでつくったんですけれども、非常に簡易な形で——もちろん適合性を持ちながらも、非常に簡易な形で法人をつくったのだらうという印象でございました。なので国内のいわゆる国内法でいうところの株式会社に相当するものというのは、内心的な直感としては、何かそれに当たらないのではないかという認識でございました。」

「聞き取りをして当時の課長、参事兼課長に報告をしたのが11月の26日だったと記憶しています。その後も引き続き、事実確認をするつもりだったんですが、その翌日から11月議会の代表質問の通告があつて、そこから11月議会の対応にかなり忙殺をされて。その年明けもですね、2月議会の準備も含めて次年度予算の作業も入ってまいりましたので、そういうことがあつて、ほかに優先せざるを得ない業務が出てきてしまったということ、これは非常に反省すべき点ではあるんですけれども。そちらのほうを優先した結果としてその後の調査、事実確認ができなかったということでございます。」

「(11月26日に) 上司にはですね、ペーパーを机の上に置いて、見てくださいという形で共有をしたということになっています。その後の反応は特になかったというふうに認識しています。」「(コア社社長への聞き取りについて) 担当者を通じてメールで確認をしたというふうに記憶しているんですが、ただメモが残っていないようです。ただ、認識としてはですね、私の記憶の中で申し上げると、ほかの聞き取り相手方が言っていることと同じようなこと、株券は発行されていないし、資金の出入りもないしというようなことだったので、同じようなことだなというふうに思った記憶はあります。」「聞き取りの結果は我々としては残しているわけなんですけれども、それがその事実であるかどうかということの確認はできていないという認識でございました。(中略) これはもうちゃんと確定させるために裏取りは必要だけれども、それなりに事実なのではないかというような認識でございました」「私が当時の課長に報告をしたのは、まだ途中経過というような意味づけで報告をしたという認識です。その後、聞き取りをして、また改めて報告をしようと思ったかもしれませんがちょっとはつきりそこは覚えていないんですけれども、引き続き事実確認をしていきますという趣旨でお伝えしておりますので、当時の

¹⁰⁴ 250805 委員会記録P. 63, 64, 66

課長が——何というんでしょうか、そういう結論的なことまで、結論に近いような認識であったかどうかというのは不明確だと思います。」¹⁰⁵〔証人〕

- ・令和7年度：知事公室長「先ほど課長から答弁があったところで、令和2年の11月に基地対策課長であった私に報告をしたということでございますが、私自身としては、資料に基づいて説明を受けたという記憶がないため、昨年10月の24日の前に報告を受け、状況を把握したというふうに答弁したところでございます。」¹⁰⁶、「当時の班長からは、いろいろ当時の状況等は説明があったんですけども、私としては今思えば、しっかり把握をしてしかるべき措置を取るべきであったろうというふうに変え反省しております。」「令和2年に当時の班長は私のほうに報告したということなんですけれども、それについて、申し訳ないんですけども私にはその記憶がないもんですから、何とも言えないところなんですけれども、少なくとも仮にその話を上に、三役なりに報告をしていけば、そのように記憶がないということはなかったでしょうと思いますので、上のほうから止めるということはちょっと考えにくいかなというふうに考えております。」¹⁰⁷〔証人〕
- ・初代副所長〔証人〕「このメモを当時、基地対策課班長が急に私のところに来て話を聞いてきたんですけど、急なことだったのでちょっと記憶の整理もできなくて、正確に記憶してる自信がなかったので、現地の委託事業者にも正確なところを聞いてくださいというふうをお願いをしているはずなんです。このメモを私が発言したというふうに今なってるんですけど、メモを作成したときに、私が言った内容がこれで正しいですかという確認を取ってもらってないんですね。なので、本当にこんな表現だったのかなってことは少し疑問に思ってる部分があって。というのが、本庁側でどう処理したとか対応したとかいったのは、私も十分に把握できていなかったもんですから、少しちょっとメモを書き起こした方の何か意識みたいのが入ってないかなあというふうには感じています。とにかく、そのちょっと記憶が正確か自信がなかったので、現地の委託事業者とかにしっかり確認してくださいというふうには伝えていると思います。」¹⁰⁸
- ・2代目所長「基地対策課の職員が来て私にいろいろ話を聞いた記録がございますので、そのときはこの株式の問題とかですね、そういう話はしている記録があるようですので、したんだろうなと思っております。」¹⁰⁹〔参考人〕、「（地方自治法との整合性について）事務所のほうに資金が直接なくてですね、どうしてもコア社を通して支払いをするという形になっているというのは、やはり、その法人としてはですね、ちょっと独立性と言うんですかね、それが保てないなというふうに思っていましたので、これを直接、ワシントン事務所で支出することができないかということですね、行った当時から調整してもらったんですが、出納員を置けないということでですね。支払いができないということで、地方自治法上、そういう直接支払いができないということなので、それは不適切ではないかというふうな思いで、そういうふうな話をしたと思います。」「（非常にグレー、閉めたほうがいいという点について）先ほどから述べていることです。直接そういう支払いができないようなシステムというのは、やはり安定的ではない。我々、そこで勤務している者にとってもですね、非常にビザの地位が脅かされることが懸念さ

¹⁰⁵ 260107 委員会記録 P. 7, 20, 7, 23, 27, 28

¹⁰⁶ 250805 委員会記録 P. 66

¹⁰⁷ 260113 委員会記録 P. 21, 42

¹⁰⁸ 251127 委員会記録 P. 30

¹⁰⁹ 250314 委員会記録 P. 51

れますので、それは避けるべきだという。それができないのであれば、別の方法を考えたほうがいいんじゃないかという意味合いでですね、お話しした。ちょっと表現、私の思いとちょっと違うんですけど、そういう表現になったんじゃないかなと思います。」

¹¹⁰ [証人]

- ・令和7年度：副知事〔証人〕「（聞き取りメモの内容に関連した相談について）少なくとも私のところにはなかったというふうに記憶しています。」¹¹¹

(5) その他の機会

ア 概要

平成29年4月に着任した2代目所長は、着任前（本庁に在任中）に既に株式の公有財産登録の必要性等に関する認識を有していた可能性があるが、この点については、2代目所長と初代副所長の認識・証言等に食い違いが見られる。

イ 証言等

- ・初代副所長「2代目の所長が来たとき、基地対策課の課長でワシントン駐在を当時所管していたので、この法人登録証とか全部引継ぎました。そのときに、2代目所長すぐですね、そういえば株式会社の公有財産登録まだやっていないんだよなど。認識していましたよ。」¹¹²、「2代目所長は、その前は駐在を所管する基地対策課の課長さんだったので、ある程度御存じだとは思っていたのですが、法人登録証であるとか、基本定款という、ワシントンDC特別区から発出されたこの原本——原本というのは、やっぱり非常に大事だと思ったので、ちょっと、あえて見てもらおうと思って見てもらいました。そのときに、2代目所長から、ある程度御存じだったようですが、公有財産登録のお話をすぐにされたので、そのとき、本庁側の手続として、公有財産登録とか、そういった必要な手続が取られていないのかなということに気がつきました。」¹¹³
- ・2代目所長「私が赴任したときにですね、初代副所長さんから定款を見せられてですね、そこに株式会社になっていますよということを説明を受けたわけです。株式会社だったら株式があるんでしょうと。それは登録しているのかというふうなことは、聞いたと思います。それ、私はその前年度からですね、前の地域安全政策課から基地対策課にワシントン事務所の事務がですね、移っておりましたので、その中で、株式会社とかそういった表現というのは全く見たことがなくてですね、現地法人という法人格を持っている事務所であるというようなことしか情報としてなかったものですから、そこに株式会社という株式が存在するような話はですね、全くその時点まで分かりませんでした。」
「これは初代副所長の思い違いだと思います。私は、その存在すら知らなかったので、そういうことを言うはずがなくてですね。もし、私が基地対策課長のときに、それを知っていればですね、是正しておりました。これは当然のことです。」¹¹⁴ [証人]、
「（公有財産登録の必要性を認識した時点について）初代副所長からその話を聞いたときですね、株式があるということで、株式があれば、自治法では管理しないといけない

¹¹⁰ 251126 委員会記録P. 46, 47

¹¹¹ 260116 委員会記録P. 30

¹¹² 250207 委員会記録P. 50

¹¹³ 251127 委員会記録P. 25

¹¹⁴ 251126 委員会記録P. 42

ので、それを台帳で管理しないといけないということがあります。ですけど、これを見たら、1000ドルということで、非常に少額なんですよね。株も1株1ドルということで、これが同じ日本でいう株式会社の株なのかというのが私には判断できなかったんです。その一方で、委託料を持っていたので、株式があるのであれば、何らかの資金が事務所の資産として留保されていないか、置かれていないかというのが、ちょっと心配だったんですね。委託料の中では、これは執行しましたよ、これだけ執行しましたよってお金があるんだけど、その中に執行されてないお金が残っているというのはちょっとまずいので、その辺を確認したくてコアのほうに、その内容、実際その株式みたいなんだけど、資金的なものは残っているんですか、残っていないんですかっていう話をしたら、残っていませんと。じゃ、株券ってあるんですかと言ったら、株券もありませんという話でした。」¹¹⁵ [参考人]

7 業務執行体制と引継ぎについて

(1) 業務の執行体制等について

ア 概要

ワシントン駐在は、所長と副所長の2名体制で平成27年4月に設置されたが、駐在職員は、前例のない業務内容や環境において手探りでの対応となり、同年5月末の知事訪米が目前に迫り、赴任直後から知事訪米に向けた米国要人とのアポイントメント調整等の業務に忙殺される中、米国における事務所設置に関する法制度の事前調査や検討等も十分でないまま、現地法人の設立やビザ取得に向けた手続等も短期間で行わざるを得ない状況にあった。また、ワシントン事務所は県の出先機関としての位置づけや出納員の配置等はなされず、資金管理や会計事務を外部の委託事業者（コア社等）に依存する体制であった。

本庁の担当課（地域安全政策課）においては、平成27年4月以降の組織再編（辺野古新基地建設問題対策課の新設など）により担当職員が大幅に減少し、限られた人員で多岐にわたる業務を兼務する組織体制となっていた。

指導監督要領では、外郭団体の役員に占める県職員の割合を3分の1以内とする規定があるが、DCオフィス社の役員2名全員が県職員であり、この点に関する是正指導も行われていなかった。

イ 証言等

- ・初代所長「私が派遣されて、4月1日に事務所長を拝命して、4月の下旬、6日か7日辺りには、もうワシントンに着いて、そしたらすぐ知事が訪米されるというので、もうこのアポイントメントのセッティングを、もう早急にやれという形でやりまして、しかも私は知事から直接は具体的に私はこうこういう思いで、この事務所を設置するという細かいお話をですね、知事というよりか、むしろその側近の方々からお話を聞いて、それで話を受けておりますので、そういうことも含めてかなり短期間で設置した事務所があるので、もう少し時間を取ってやるべきであったかなという反省はあります。」¹¹⁶

¹¹⁵ 250314 委員会記録 P. 42

¹¹⁶ 251219 委員会記録 P. 45

「私どもはできるだけ知事には、ワシントンでしかるべき重要な方々とお会いしてほしいということで、マケイン上院軍事委員長、コ克蘭歳出委員長、こういった主だった方々、上院下院の先生方とのアポを取る、もうこれだけでも大変な作業でした。そういう慌ただしい中、この設立について私は法的な知見も全くございませんし、これは、法律事務所にお任せする以外は全くありませんでした。」¹¹⁷「コア社の社長から署名をお願いしますと。これは社長も私、それから初代副所長も、もう知事訪米でどたばたしているときにですね、大急ぎで法人設立の手続をしないといけないので、署名をしてくれということで、当然、法人を設置するということで、弁護士と契約しているのであれば、その法人設置に向けた署名であるという認識で、大急ぎで署名をしました」¹¹⁸〔証人〕

- ・初代副所長「平成27年度のアメ리카に渡米するときは、翁長知事の公約でワシントン駐在を設置するというふうにありましたので、それで行けという感じで行って、何もありませんよ。事務所もないし、何をすればいいのかも分からないし、本当に口座も何もありませんね。なので、そのコア社というふうな委託事業者に全ての委託料を一旦入れて、もう手探りでいこうねという感じでいくしかなかったんですね。」「たしか3月だったと思います。普通アメリカに渡米しろという内示ってそんなむちゃな期間でやるのはあり得ないんですけど、それぐらいだったと思います。それで、4月に渡米をして、そのときにはもう翁長知事から大体5月の末ぐらいに県民集会が5月にあって、それが終わったら自分はそこの県民集会まで訪米しますと言うから、（中略）その頃までに何とかしとけよぐらいな——なので、5月に法人登録をしているという流れでございます。」

「（1か月弱で様々な準備をしたことについて）かなり切迫した状況がずっと続いていて精神的に病みそうでした。」¹¹⁹〔参考人〕、「ワシントン駐在には、出先事務所が位置づけられていない。また出納員が配置できないということになりまして、特に初年度は、事務所もない状態でしたので、県から直接予算の令達ができないという中で、課長とも調整する中で、現地の委託事業者に支援をお願いするというスキームになっていったと思います。」¹²⁰〔証人〕、「我々2人が法人格を取得して事務所を立ち上げたんですけど、準備期間、普通の準備期間って、普通、半年ぐらいかけると思うんですね。準備期間なしで、とにかく行って、知事訪米、間に合わせてやりなさいというのも、辺野古の埋立てが始まる前だったので、埋立てが始まる前に知事としてはもうやらないといけないということで、スピード感を求めたんですよ。それも十分私たちは理解して臨んでいたんで、なので、後からでもよかったので、必要な補完手続であるとか、追加の手続というのは、もっと早く取ってほしかったなというふうに思っています。」「一番の要因は、やはり本来、海外事務所、特にワシントンとかのどの都道府県も事務所を置けていないので、規制が一番厳しくてですね。そこで事務所を設置する場合というのは、十分な準備期間、6か月ぐらいは持ってですね、現地の法律事務所と法制度とか、そういったのも整理した上で、十分に体制を整えて設置するというのが通常だと思いますが、当時は、翁長知事は公約に掲げて、辺野古の埋立阻止ということで、かなりのスピード感を持って進めなさいという強い覚悟で私たちに指示をされていたので、そういうちょっと準備期間という余裕は全くなかったというところも、要因の大きな一つかなと考え

¹¹⁷ 260430 委員会記録 P. 11

¹¹⁸ 251219 委員会記録 P. 15

¹¹⁹ 250207 委員会記録 P. 52

¹²⁰ 251127 委員会記録 P. 52, 53, 54

ています。」¹²¹〔参考人〕、「地域安全政策課の当時の担当班長と会って話したら彼らすごく大変だったらしいです。この5月のウェブ会議の後に、6月1日に辺野古新基地建設問題対策課が新たに急に設置されて、そこに地域安全政策課の事務職員の半数以上6名が異動させられている。この6名の中に、これまで一緒にワシントン駐在事務所の設立とか、一緒にやっていた班長、担当者これまで全部みんな辺野古新基地建設問題対策課に持っていかれてて、残ったその庶務の班長と採用2年目の主事が、ワシントン駐在も含めて全部の業務をやらされたらしいんですね。（中略）あの作業やれって、確かに大変だったねと私は思います。」¹²²〔参考人〕、「初代所長も私も、必死に必死にやっていたことはございましたが、アメリカ側の対応で、精神的にも全く余裕がなかった。特に4月、5月の知事訪米の直前の中で進めている作業というのは、必死にやっていたということはございますが、結果として大変多くの方に御迷惑をおかけしております。とても余裕はなかったと思うのですが、非常に反省しなければならない対応だったということはございます。」¹²³〔証人〕

- ・平成27年度：担当者〔証人〕「4月当時とそれ以降で組織再編等ございましたので、かなり少ない職員で対応せざるを得ないという意味では、体制の不足もあったと思います。」「たしか、私が課長の直属になるみたいな、ちょっといびつな形だったのは覚えておりますし、ほかの方からも言われたことなので、それは記憶しております。」「駐在活動に関しては、かなり準備期間が短かったのも、そのようなことが起こったと思います。もう少し入念に準備をしていれば、起こらなかった事案だろうと思います。」¹²⁴
- ・平成27年度：担当班長〔証人〕「地域安全政策課については、課長、班長、あと先ほどの主事ですね、あと主査がいて、あと研究員が3名、あと非常勤職員が2名ですね。その内、調査研究班については、班長と主査ですね、あと研究員でしたので、それはそれでまたワシントン駐在以外の業務があつて——班長は両方見ますけれども、そういった意味では、先ほどの主事については、ワシントン駐在や那覇軍港ですね、ほかにも担当があつたかもしれませんが、そういった状況でしたので、やはり人員体制については、脆弱だったかなとは思っております。」¹²⁵
- ・令和7年度：基地対策課長「ワシントンDCという場所に職員を駐在させるという、全国的にも例のない新たな取組を行ったわけですがけれども、その取組について事前の検討が不足した結果、駐在職員や本庁の関係職員が手続の法的な位置づけなどを正確に理解しないまま、手続が進められたものというふうに考えております。さらに組織体制の脆弱さや、駐在職員と本庁関係職員のコミュニケーションの不足についても課題だと認識しております。」¹²⁶
- ・平成27年度：知事公室長〔参考人〕「当時は知事訪米というのが大変大きな問題でして、その準備に全員が一生懸命になっていたというのは、確かにそのとおりでございます。ですから、その法人設立の話とかは私も記憶にないぐらいでございますので、あまり焦点が当たってなかったのかなと今は思っております。」¹²⁷

¹²¹ 250303 委員会記録 P. 15, 16

¹²² 250207 委員会記録 P. 50

¹²³ 251127 委員会記録 P. 14

¹²⁴ 251104 委員会記録 P. 9, 13, 18

¹²⁵ 251104 委員会記録 P. 86

¹²⁶ 250805 委員会記録 P. 43

¹²⁷ 250314 委員会記録 P. 12

- ・令和7年度：知事公室長〔証人〕「最初、辺野古問題も同じ課（※基地対策課）でやっていた、それを専任させるということで（※辺野古新基地建設問題対策課に）分けた時点で組織の問題が出てきたので、それについては関わって、かなり脆弱なことになってしまったので、どうにかできないかという話はさせてもらった記憶はあります。ただ、それが駐在、ワシントンオフィス社の問題があるとかという話は出てきていなかったと。」¹²⁸
- ・令和7年度：副知事〔証人〕「どういった法人を設立するのか、どういった対応を取るのかの事前の準備が十分ではなかった。また、ワシントン事務所と本庁との連絡調整が十分ではなかった。また、設立前後になりますけれども、辺野古新基地建設対策課というところが年度、たしか6月1日にできまして、地域安全政策課が所管していたところから職員が異動したことで、マンパワーが十分ではなかったことなど様々な要因が重なった結果だというふうに考えております。」¹²⁹
- ・平成26年度：地域安全政策課長〔証人〕「私が担当しておりました平成26年度、27年3月まではですね、法人の設立については想定はされておりましたので、それ以降、例えばそのいろいろ報告書を見ますと、4月から5月にかけて法人が設立をされたというようなことが、非常に、こんな短期間でこんなことができるのかと、私も非常にびっくりした思いでございます。」¹³⁰

(2) 業務引継ぎについて

ア 概要

ワシントン駐在の業務は、米国の法令（法人設立、ビザ申請、FARA登録等）と日本の法令（公有財産登録、議会への報告、営利企業従事許可等）の双方の手續が関係する業務であった。当該業務の引継ぎに当たっては、県庁内の一般的な業務引継ぎにおいて作成される「沖縄県職員服務規程」に基づく事務引継書は用いられていたものの、同業務の実施に当たっての業務の流れ、法的根拠、資料の保管場所等について、駐在事務の特異性等を踏まえたより詳細な業務手順書やマニュアルは作成・整備されていなかった。

また、引継ぎの過程において、法人設立に係る意思決定の経緯、法人が株式会社（C-Corporation）の形態であること、株式の公有財産登録の必要性、関連する重要書類の存在、またこれらに関して業務上抱いた懸念や不明点、疑問点などについて、本庁の関係職員や歴代の駐在職員間で十分に共有・伝達されていなかった。

これに関連して、2代目所長の在任中（平成29年度から平成31年度まで）に、法人登録等に関する資料の管理状況について疑義が生じたが、関係者の証言等には食い違いがある。

イ 証言等

- ・初代副所長「2代目、3代目の副所長、後輩たちに聞いて、2代目所長が法人登録関係の資料を副所長にも見せないで、ブラックボックス化していたというのを聞いて、それは結構問題じゃないかなと思っています。」「その2代目の所長が退任されて、3代目所長が来て、初めてその法人登録の資料を見ることができたと。そこで初めて、何か株

¹²⁸ 260113 委員会記録P. 48

¹²⁹ 260116 委員会記録P. 15

¹³⁰ 251218 委員会記録P. 59

式を発行して、沖縄県がシングルスストックオーナーになっているということに気がついたそうです。」¹³¹ [参考人]、「決して2代目所長が意図したことではなくて、私の後輩である副所長2人が敷居を感じてしまったのか、大事な書類を見せてもらうことがなく、2代目所長しかこの事務所法人の株式というものを知ることがなかったという期間が何年間か存在してしまうといったことをちょっと察して、あのような表現をしてしまいました。」「2代目所長は、私も非常に尊敬する大先輩でございますので、慎重に対応されただけで、おそらく副所長と食い違いが、あっただけなのではないかと、今は思っております。」¹³² [証人]

- ・2代目所長「定款は、当時事務所は、主幹の部屋があって、私の部屋があるという形になっております。それで、そういった書類等は全て主幹の部屋に置いておりましたので、いつでも彼は見られたし、私はその所在も知っていたらと思うっております。(中略)細かい委託料の運営、執行については、これ主幹レベルの話で、本庁と調整しながらやっていく話ですので、初代副所長さんと、その当時の主幹の2代目副所長の間でやっていたと思います。引継ぎは十分やられたと思いますので、その書類を当然見ているだろうと思っておりますし、私はそのことについて、主幹に対して隠したような記憶は全くないですし、そういう、いろんな懸念されることは、常にお互い意見交換をするような対応をしてきたつもりでございます。」¹³³ [参考人]、「この事務所に関して、私が見たことあるのは、定款だけです。そのほかの書類というのは見た記憶はございませんし、小さな事務所の中で、どこかに隠すとかですね、そういったことはちょっとあり得ないですし、私のこれまで仕事のやり方としてもですね、それを隠すというようなことはですね、やったことありませんし、それはそういうことはですね、当たらないというふうに思っております。」¹³⁴ [証人]
- ・平成27年度：担当者〔証人〕「通常、引継ぎ書を作成して、引継ぎ書のほかにドッチファイル等の資料がありますので、それを引き継いだと思います。通常毎年やっていることですので、そのようにやっていると思います。」¹³⁵
- ・平成28年度：担当者〔証人〕「この法人登録に関しては、あまり資料がないというふうに引き継がれました。」「意思決定をされていないというような引継ぎではないんですけど、どのような形でこうなったのかというものは、探してもないといったような引継ぎだった記憶があります。」「米国で活動する上で、何らかの登録をしないといけなから法人登録をしているという形で引継ぎを受けまして、特にそのときに、意思表示をされていないとか文書がないといったような話で引継ぎは受けておりません。ただ、何かないんですかと言ったときに、ちょっとないんだよねというような感じだった記憶があります。」「平成28年度引継ぎを受けたときは、班長から引継ぎを受けました。引継ぎを受けた内容を課長にレクをするという時間がありましたので、こういった形で引継ぎを受けていますというのは、当時の課長にも共有しております。」¹³⁶
- ・平成27年度：担当班長〔証人〕「(引継ぎを)行ったこと自体は覚えているんですが、個別的にどういった内容なのかというのはちょっと覚えてはいません。」¹³⁷

¹³¹ 250303 委員会記録 P. 14, 23

¹³² 251127 委員会記録 P. 28, 15

¹³³ 250314 委員会記録 P. 37

¹³⁴ 251126 委員会記録 P. 45

¹³⁵ 251104 委員会記録 P. 12

¹³⁶ 251218 委員会記録 P. 14, 24

¹³⁷ 251104 委員会記録 P. 56

- ・令和7年度：副知事「事務引継ぎにおいては所掌事務、そして現在抱えている課題等を網羅した上で、後任に引き継ぐ形が求められております。そのような文書での引継ぎが適正にされていれば、もう少し早い時期に是正できた可能性はあるのではないかというふうに考えております。」¹³⁸
- ・平成28年度：知事公室長「引継ぎは職員から、この公室長のものの書類が作られていましたので、それを主にやったということで、前任から特に引継ぎを受けたということはあまり記憶にございません。職員から、この基地対策課の課題というものも膨大な量がありましたので、それを、もう本当に分刻みで各担当から説明を受けたということはございますが、前任者から聞いたということは、記憶にあまりないです。」¹³⁹〔参考人〕、「事務引継書には、（中略）その中ではワシントン駐在についての懸案事項というのは、恐らくビザの取得というようなものを懸案事項として、私は引継ぎを受けたというふうに考えております。」¹⁴⁰〔証人〕

【参考】

- ・「DCオフィス社については、平成27年度に委託業者による支援を受けて設立されており、当時の担当課は、委託業者との調整や検査等をしてその設立を把握する立場にありました。しかし、当時、法人設立について文書による整理がなされておらず、後任者への引継ぎがなされておりました。」（令和6年度：知事公室長_241126_本会議録P.36）

8 総括（問題の要因等）

これまでの調査を通じて明らかになった事項等を踏まえ、ワシントン駐在問題の要因等について、以下で整理する。

なお、各問題と要因の相互の関連性等に鑑み、おおむね、本事業の企画・検討からワシントン駐在の設置及びDCオフィス社の設立と前知事の訪米等を含む初期段階としての(1) 検討開始から平成27年度までと、その後の(2) 平成28年度以降に分け、さらに(3) 全体に係る要因として整理した。

(1) 検討開始から平成27年度まで

ア 時間的制約の存在と事前の調査・検討の不足及び執行体制の不備

この時期における各問題の大きな背景要因の一つとしては、まず時間的制約の存在が挙げられる。

すなわち、平成26年（2014年）11月の知事選挙による前知事の就任を契機に、その重要な公約の一つであった米国ワシントンD. C. への駐在員配置に係る本事業について、平成27年4月当初からの実施に向け検討作業が開始されたが、通常であれば、次年度新規事業の調整は9月頃から始まるところ、本事業については知事就任後の12月から急ピッチで検討が進められた。また、新年度に入って早々の5月末には知事の訪米が予定されており、

¹³⁸ 260116 委員会記録P.29

¹³⁹ 250324 委員会記録P.6

¹⁴⁰ 260122 委員会記録P.23

約半年の間で事業の立ち上げから知事訪米という年度当初の重要日程の実現まで一気に進めなければならなかった。

本事業は、米国の首都ワシントンに駐在を設置するという、前例のない事業であった。立案段階では、米国での法人組織の設立やそれに付随する手続の必要性等が具体的に整理されておらず、事前の調査及び検討が不足していた。

その後、平成27年3月の本事業の企画提案公募段階では、応募事業者の企画提案書の内容として「事務所登記」等の手続について示唆されるなど法人設立の必要性を認識する契機を経て、平成27年5月1日のウェブ会議において、駐在職員から「法人登記手続」の説明がなされ、知事以下の関係幹部職員間で共有されたが、目前に迫った知事訪米に関心が集中し、法人設立に関してはそれ以上の具体的な確認等はなされなかった。しかし、当該法人設立の決定については「重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定すること」（事務決裁規程第5条第2号）に該当する可能性があり、文書起案により知事の決裁を受け、県としての意思決定が適切かつ明確に示されるべきであった。

新たに就任した前知事の重要な公約事項であるワシントン事務所設置の実現と知事訪米の準備のため、関係職員は短期間で業務を進めていた。特に駐在職員は、前例のない業務内容や環境において、赴任直後から知事訪米に向けた調整業務に対応しながら、現地法人の設立、ビザ取得、FARA登録等に向けた手続を短期間で進める状況にあった。

このような時間的制約は、その後の各問題発生背景要因となった。

ワシントン事務所設置と訪米を短期間で実現する過程において、行政執行の根幹である文書起案・決裁の手続が取られていなかった。DCオフィス社設立の意思決定手続には重大な瑕疵があった。

また、この時期においては、6月1日に新たに辺野古新基地建設問題対策課が立ち上げられ、地域安全政策課の約半数の人員が異動することとなり、さらに翌年の平成28年度には地域安全政策課自体が廃止され、ワシントン駐在に関する業務は基地対策課へ移管されるなど、大幅な人員減や急激な組織改編等の環境変化があった。業務の再整理や引継ぎ等の混乱も重なり、米国への駐在設置に係る前例のない新たな事業を適切に推進することが難しい状況が生じた。このような事業執行の組織・人員体制面での脆弱性も、初期段階における問題発生の要因の一つである。

イ 駐在職員の職務権限及び身分関係等の認識不足

ワシントン事務所は沖縄県の出先機関ではないため、行政組織規則の所長としての事務掌理や所属職員の指揮監督権限はなく、副所長としても特定事項の処理や事務について所長を補佐する権限等はない。また、駐在職員は、事務決裁規程上の専決権限等を有しない。

にもかかわらず、駐在職員において様々な重要事項が決定、処理されていた。すなわち、県としての正式な文書に基づく意思決定手続（起案・決裁）が行われないまま、米国の株式会社形態（C-Corporation）である本件法人が設立され、県が引き受けた株式についても公有財産台帳への登録手続が未処理のままとなった。加えて、米国法律事務所等との直接の業務委任契約の締結も駐在職員により権限なく行われていた。さらに、県職員としての身分を有しながら法人の役員に就任したにもかかわらず、地方公務員法等に基づく「営利企業従事許可」や「職務専念義務免除」の手続が取られていなかった。また、令和6年11月までは、本来は知事の委任を受けて行うべき株主総会における議決権が委任されることなく行使されていた。

これらの問題の要因として、駐在職員が自らの職務上の決裁権限の有無、指揮命令系統及び株式会社の役員としての身分関係を正確に理解していなかったことが挙げられる。駐在職員（所長及び副所長）は、それぞれ本庁の異なる上司（知事公室長と基地対策課長）から指揮を受ける体制となっていたが、現地における指揮命令系統や事務分掌が明確に整理・共有されていなかった。特に、初代の所長及び副所長はその職務権限に関し、「参事監として（中略）県を代理する者として職務を全うする」「当然、代理権を持って、知事あるいは知事公室の指示を受けて署名をしている」「県が権限を与えていないのは沖縄県の管理監督ミス」「所長に決定権限があると思っていた」「所長は上司であったので所長がサインをすれば私もサインしていた」「所長は自分より下の職位の課長に一々了解を取らないといけないうことに抵抗があり、自分は課長になんか了解を取らないと、公室長や知事と相談をする状態であった」旨を証言しており、権限の有無に関する認識が明確でなかった。また、駐在職員は少なくとも株式会社に近い特殊な法人組織の設立を認識しながらも、株式会社の役員としての身分を明確に理解していなかったことから、営利企業従事許可手続等の必要性を認識していなかった。

一方、本庁側においても、駐在職員の職務権限や身分関係を明確に整理し、指揮命令系統に沿って指示・監督する体制が十分でなかった。初期に赴任した駐在職員に対して、職務権限や身分関係に関する説明が十分になされていなかったことも、関係者の証言から確認できる。また「知事の名代」とされ参事監（部長級）の職位にある所長が、知事等と直接やり取りを行っていたことにより、通常の指揮命令系統の整理が不十分なまま業務が進められていた。株式会社の役員としての身分についても、駐在職員からの明確な報告がなく、本庁側は株式の存在を把握していなかったため、営利企業従事許可手続等の必要性を認識していなかった。

いずれにしても、駐在職員の職務権限と指揮命令系統について、駐在職員及び本庁側の認識と共有が不足していた。その結果、誰が責任を持って判断し決定すべきかが曖昧となり、相互監視や牽制機能が働かないまま、駐在職員による権限のない行為が続いた。

ウ 事実関係の把握と理解の不足及び外部業者等への依存

現地の法制度や実務への対応において、事実関係を正確に把握し理解しないまま手続等の処理について外部の専門家や事業者の提案等に依拠する形となり、事業主体たる県が主体的にその内容等の適正性を検証する姿勢が不足していた。

米国に職員を駐在させるという前例のない取組であったにもかかわらず、事前の調査や検討が十分に行われなかった。その結果、特に米国現地における法人の立ち上げや運用・管理、ビザやFARA登録等の米国法に基づく法務関係の整理と処理については、その多くが委託先米国弁護士からの提案等に応じて処理する形となった。また、その内容について本庁に相談・確認等を取らず、駐在職員が権限に基づかず決定・実行する状態が続いた。

その結果、本庁においては、DCオフィス社が株式会社の形態であること、会計帳簿等の帳票類が作成されていなかったこと、株主総会等の実施状況等を把握できず、DCオフィス社をめぐる事実関係を国内法や県法規等と照合する問題意識が形成されなかった。これにより、本来であれば文書起案により権限者の正式な決裁を得るべきであったDCオフィスの設立、駐在職員が同社の役員に就任することに伴う営利企業従事許可や職務専念義務免除等の手続、株式の公有財産登録等がなされなかった。また、本庁の担当課や一部

の関係職員は、DCオフィス社について何らかの法人組織である旨の理解や、株式を発行したような書類を見たなど、その存在を認識しながらも、事実関係を明確に把握しないままにしていた。

そのため、DCオフィス社について、指導監督要領の10で求められている公社等の情報公表や、財政支援指針3(9)に基づく当初予算における措置状況の公表もなされていなかった。

駐在職員及び本庁側職員の双方は、事務処理過程で把握した「株式」等の文言について、その意味や法的位置づけを米国弁護士等に確認し、国内法や県の法規等とも照合した上で、相互に情報共有と確認を重ねる必要があった。その過程で得られた情報を関係者間で共有していれば、事実関係を組織として把握し、関連する諸課題に対応することができた。

関係職員等が多くの場面でこのような確認・共有を行わなかったことが、問題の要因の一つである。

エ 不透明な資金の流れ

事業における委託費の流れについては、再委託業者との直接契約や請求宛先と支払い元が異なるなど、その実態が複雑で把握しにくい流れとなっており、監査委員からも流れが把握できない資金があることについて指摘された。

県は、業務委託を前提に事業を進め、現地業者や米国弁護士へ業務を委託する中で、コア社からDCオフィス社を経由してマーキュリー社へ支出するスキームが出来上がった。そのような背景において、委託業者から提案を受けた駐在職員は、本庁側と十分な調整のないままに現地職員の判断で了承するなど、資金の流れや直接契約は本庁側に正確に共有されなかった。本庁側では契約関係に沿って委託料の精算を行い、公金を支出していた。県は、コア社との委託契約の範囲内の支出として手続上は有効であるとしているが、資金の流れを県が把握できていなかったことは、管理上の問題がある。

さらに、マーキュリー社との関係については、県が同社との間でMOUを締結し、デジタルサインにより署名していたことが確認されている。このことは、少なくとも県の最高責任者である知事が、同社との関係性を認識し得る立場にあったことを示す事情である。

設立から9年間にわたり、会計帳簿が作成されておらず、地方自治法に基づく議会への経営状況報告も行われていなかった。議会の監視機能を果たすためにも、入出金の内容を明らかにする必要があった。

この経緯は、現地で複雑な資金スキームが構築されていたにもかかわらず、駐在職員と本庁側の双方において、事実確認や報告などの意思疎通が十分になされていなかった結果である。また、本庁側の手続として、再委託の承認は申請書のみで判断し、実際の再委託契約書の添付を義務づけていなかったことも要因となっている。この書面確認の運用により、現地で進行していた契約実態と県が把握していた契約関係との違いを把握できなかった。

また、再委託として公金が支出されていたが、委託料の支出は適切であったとする執行部の説明がある一方、委員会では、再委託として整理された支出について、契約実態との整合性を疑問視する指摘もなされた。関係事業者からは「事業費から支払う予算執行上の都合等を理由に県側からの指示に基づいて再委託申請書を提出した」との証言がある。

本庁側は委託先と再委託先との契約関係が確認できるような運用改善により、公金の流れを厳格・適切に把握できるように努める必要があった。

この問題の要因として、事前の調査や準備不足の影響が挙げられる。すなわち、ワシントン事務所は県の正規の出先機関と位置づけられず「出納員」が置けなかったこと等から、現地での活動費用を直接執行・管理する体制がなく、委託料という形で業者に一括して資金管理を委ねる形であった。

この点、公金の管理を徹底する観点や本事業の特殊性等に鑑みると、県は事前の十分な調査や確認等を通して現地事業者との契約の在り方等を研究・整理し、直接契約やその他の適切な手法等について綿密かつ柔軟に検討するべきであった。

(2) 平成28年度以降 瑕疵の治癒の機会の逸失

立ち上げ当初の平成27年度から令和6年度に至るまで、担当者の交代等も含め、多くの関係職員が本事業に携わるようになった。その約10年の間に本事業の瑕疵に気づき、治癒や是正につなげ得る機会が複数回あったが、適切な運用改善等につながらず、長期にわたり不適切な状態で事業が執行され続けることとなった。

すなわち、第一の機会（平成27年5月頃）から第二の機会（同年6月10日）にかけて、本庁側からの求めに応ずる形で、駐在職員から本庁側担当課の複数名に対し法人設立証明書がメールで共有されたが、これに対する本庁側の反応及び駐在員側からの事後確認等の有無についての詳細は不明であり、結果的に何ら対応が取られることはなかった。結果として、本庁側が自ら要求して駐在職員から示された法人設立証明書について、複数名が把握する機会があったにもかかわらず、組織的な共有認識とそれに基づく検討・対応につながらなかった。

また、第三の機会（平成29年5月から同年10月頃まで）は、2代目副所長が問題点等に気づき、他の複数の関係者に対して資料等も作成して疑問や課題点等の共有を図ったものの、2代目副所長の証言等と、当時の相手方関係者の「報告を受けていない」「記憶がない」「説明はなかった」旨の証言等との間に認識の食い違いがある。

さらに、第四の機会（令和2年11月）は、駐在職員が本庁側へ株式の発行に関する経緯について問い合わせたことが契機となり、担当課職員において元駐在職員をはじめ関連職員に聞き取りを行い、その内容が3ページにわたるメモ資料として作成され、ワシントン事務所に関する様々な課題や問題点等に係る関係職員の認識等が記載された。これらはあくまで発言者の個人的な認識にとどまるため裏取り等が必要であったが、手続的瑕疵や課題を把握し得る内容であった。聞き取り及び資料を作成した担当課職員は、当該資料を当時の担当課長まで共有したと述べる一方、担当課長は「記憶にない」と証言しており、証言が食い違っている。また、その後における当該資料の内容を踏まえた追加の確認や是正措置は確認されていない。

これらの主な4つの機会とその他の機会も含め、瑕疵の治癒に生かすことができなかった原因としては、事実の確認と理解、関係者間での情報共有や認識のすり合わせ、事務引継ぎなどの不足が重なったことが挙げられる。

なお、第三及び第四の機会に関しては、駐在職員及び本庁職員からコア社へ確認したものの「株券はない、資金の保留や動きはない」旨の回答を受けている。県側からコア社に対して具体的にどのような確認を行ったのか、コア社が当該回答を行った理由、県側が米国弁護士にも直接確認しなかった理由等の詳細は不明である。

また、特に第四の機会に関しては、聞き取った内容が職員の認識にとどまっていたため、さらなる事実確認が必要であった。当該資料により関連情報が具体的に集約されていたことから、これを基に追加調査を行うことで、本事業に関する瑕疵の把握につなげることができた。

いずれにしても、各関係職員において、不明な点を明らかにするために調べる姿勢を持ち、関係者間での情報共有と意思疎通等を通して、組織的な把握と認識につなげていく行動が必要であった。

(3) 全体に係る要因

ア 情報共有と意思疎通（事前及び事後の報告・連絡・相談）等の不足

ワシントン駐在を巡る諸問題に共通する要員は、情報共有と意思疎通の不足である。

担当者が、上司への報告や相談を行う契機があったが、対応の詳細は不明であること、関係者の証言等が食い違うため、事実の確定が困難であった。

これまで述べてきた問題点等に共通するのは、組織運営や事務事業の遂行において必要となる「情報の共有と意思の疎通」が適切に行われなかったことである。事前または事後に関係者間で報告、連絡、相談や確認を行い、必要な情報を共有して意思疎通を図ることは、適切・適正な業務遂行を確保する上で重要な行動であるが、本件については、この行動が多くの場合でなされていないか、または不十分であった。

なお、事務引継ぎは、通常、前任者から後任者へ文書等でなされるが、情報を共有するという意味では同様に重要な行為であり、多種多様なサービスや事業が安定的・継続的に維持される上で、定期的な異動等により担当者が変わる行政事務においては特に重要なものである。DCオフィス社に関する駐在職員の業務は米国法令（法人の設立運営、ビザ申請、FARA登録等）及び国内法令（公有財産登録、議会報告、営利企業従事許可等）の特殊要素の強い業務であるが、その特異性を踏まえた詳細な業務手順書等が整備されておらず、引継ぎが十分になされない状態であった。

事務引継ぎに関しても、その業務の特殊性等に応じた丁寧で詳細な内容として、本件であれば例えば業務上抱いた懸念や不明点、疑問点等も含めて検討課題として後任者に引き継ぐ必要があった。

イ 職責に応じた確認・対応の不足

これまでの調査において、参考人招致や証人尋問等での各関係者の証言等から、職責に応じた確認・対応が十分でなかったことが確認された。

本事業に関わった関係者は、それぞれの職責の範囲で担当業務に取り組んでいたが、法人組織の存在や株式、公有財産登録、経営状況報告、営利企業従事許可等に関する疑問や課題が生じた際に、関係者間で確認し、組織として整理する対応が十分ではなかった。

関係者、特に行政職員においては、自らの職務の範囲で把握した疑問点等について、必要に応じて他の関係者と共有・連携し、解決・解明に向けた確認を行うことが求められる。

このような確認・共有の積み重ねが、行政事務における問題の発生防止、被害の最小化及び問題の深刻化の防止につながる。

(4) まとめ

令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）におけるビザ取得の問題が取り上げられたことに端を発し、それ以降、ワシントン駐在に関する様々な疑問点や問題点が順次判明した。沖縄県議会は、これまでに総務企画委員会や予算・決算特別委員会、本会議等における質疑、そして本委員会による調査を通して問題の解明に向けて取り組んできたところである。

この間、執行部における答弁や説明等の不十分さ、答弁等の訂正の繰り返し、関係者の証言等や認識の食い違い、執行部に対する関連記録の提出要求における記録の不存在や黒塗りの多さ等の問題もあり、百条委員会としての調査が停滞する局面もあった。

現時点においても未解明の部分は残されているが、令和6年12月の設置以来約1年半の期間をかけて、大量の関連記録の精査とその内容に基づく質疑、当時の関係者を含めた多くの参考人招致や証人尋問等を通じて調査を行ってきた。その範囲において、本委員会としてワシントン駐在問題の総括を行うこととした。

執行部は、自ら作成した「ワシントン駐在の活動及び Okinawa Prefecture D C Office, inc. の設立経緯等に関する報告書」（令和7年11月14日）において、事実に基づいてDCオフィス社の設立に係る問題を整理したとしている。しかし、そこで記載されている内容は、令和6年度中の問題発覚以降に、事実確認と整理を行った結果であり、その重要な問題や課題等の多くが、駐在及びDCオフィス社の設置当時から約9年間にわたって認識・把握されておらず、県として明確に管理されていなかったことも事実である。ワシントン駐在の設置と活動に一定の意義や成果があったとしても、その活動等の基礎となる手続や管理に重大な不備があったことは、県行政に対する信頼に影響を与えるものである。

同問題により、県民に疑惑や疑念を生じさせ、県行政に対する信頼を損ねたこと、さらに県、関係職員及び各関係者、本委員会をはじめとする県議会が、同問題の把握と解明に多大な労力と時間を費やすことになったことは、県全体として大きな行政コストを生じさせたものである。執行部は、これを重く受け止める必要がある。

県においては、今回明らかになった問題の要因等をさらに分析し、得られた教訓を踏まえて、同様な問題が二度と起こらないよう再発防止に向けた取組を早急に実施することが求められる。

最後に、ワシントン駐在問題においては、平成26年度の事業検討段階から令和7年度にDCオフィス社が解散・清算されるまでの約10年間に於いて多数の職員が関わることとなった。

令和7年11月に執行部において、関係者37名のうち、当時の役職で課長級以上の管理職2名と班長級以下の一般職4名の職員に対し、矯正措置としての訓告処分を行ったとされている。

本委員会による調査過程においては、上位の職位の関係職員まで含めて、株式会社の存在等について「知らなかった」「報告がなかった」旨を述べている。関係した幹部職員については、問題や課題等に関する情報や報告が上位者にもたらされない組織体制であったことを含め、今後の組織の運営・管理監督体制やガバナンスの在り方を検討する必要がある。

プライバシーに関わる情報の保護の観点から詳細な公表は難しい面があるが、執行部はワシントン駐在問題に関して県民の不信感を招くことがないように、今後も具体的な形で説明を尽くし、慎重に対処すべきである。

第4 地方自治法第100条第3項及び第7項に係る認定

本委員会の調査の結果、地方自治法第100条第3項に規定する、正当な理由のない出頭拒否、記録提出拒否または証言拒否に該当すると認定すべきものはなかった。

また、証人において証言相互の食い違いや記憶・認識の相違等は見られたもの、同条第7項に規定する、宣誓した証人等による虚偽の陳述に該当すると認定すべきものはなかった。